

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月30日
【事業年度】	第9期(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)
【会社名】	ネオス株式会社 (旧会社名 プライムワークス株式会社)
【英訳名】	Neos Corporation (旧英訳名 Primeworks Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成24年5月29日開催の第8回定時株主総会の決議により、平成24年6月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成21年2月	第6期 平成22年2月	第7期 平成23年2月	第8期 平成24年2月	第9期 平成25年2月
売上高 (千円)	3,185,379	3,989,116	5,224,233	6,037,561	6,615,454
経常利益 (千円)	376,825	461,025	523,812	534,283	365,742
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	210,217	275,775	277,315	207,723	84,708
包括利益 (千円)	-	-	-	230,057	81,176
純資産額 (千円)	1,397,321	2,568,978	2,910,446	3,118,026	2,989,043
総資産額 (千円)	2,262,434	3,209,952	3,739,507	3,974,753	3,707,031
1株当たり純資産額 (円)	74,223.41	109,681.19	37,588.66	39,352.10	37,928.27
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円)	12,022.07	13,002.12	3,728.76	2,698.79	1,091.02
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	10,401.67	11,608.65	3,530.52	2,423.62	-
自己資本比率 (%)	61.6	79.5	76.8	76.9	79.5
自己資本利益率 (%)	20.2	14.0	10.2	7.0	2.9
株価収益率 (倍)	10.5	13.4	37.1	28.2	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	316,460	164,400	828,076	571,845	302,297
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	559,262	529,722	645,548	450,904	462,677
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	573,530	750,171	13,447	14,561	28,991
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	562,359	947,209	1,116,290	1,222,669	1,033,298
従業員数 (人)	124	157	211	225	244
(外、平均臨時雇用者数)	(29)	(32)	(37)	(34)	(30)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成22年6月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。第7期における1株当たり当期純利益金額は、期首に分割がなされたものとして計算しております。

3. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第9期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成23年3月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当該会計方針は遡及適用され、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及適用後の数値を記載しております。なお、これによる影響はありません。

5. 第9期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、()内に記載の年間の平均臨時雇用者数は外数となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成21年2月	第6期 平成22年2月	第7期 平成23年2月	第8期 平成24年2月	第9期 平成25年2月
売上高 (千円)	3,000,161	3,170,723	4,130,394	4,399,523	5,787,949
経常利益 (千円)	388,973	398,763	405,514	240,461	216,395
当期純利益 (千円)	225,388	203,488	218,635	106,734	95,945
資本金 (千円)	452,185	901,260	937,335	949,048	950,148
発行済株式総数 (株)	18,772	23,254	76,374	77,622	77,688
純資産額 (千円)	1,412,492	2,503,983	2,778,175	2,872,954	2,942,623
総資産額 (千円)	2,162,537	3,085,247	3,455,992	3,431,731	3,664,351
1株当たり純資産額 (円)	75,031.58	107,225.01	36,072.49	36,559.28	37,366.41
1株当たり配当額 (円)	1,200	1,300	450	450	450
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	12,889.67	9,593.97	2,939.75	1,386.72	1,235.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	11,152.34	8,565.75	2,798.14	1,361.72	1,222.61
自己資本比率 (%)	65.1	80.8	79.7	82.7	79.2
自己資本利益率 (%)	21.5	10.4	8.3	3.8	3.3
株価収益率 (倍)	9.8	18.1	47.0	55.0	46.7
配当性向 (%)	9.3	13.6	15.3	32.5	36.4
従業員数 (人)	110	125	158	161	222
(外、平均臨時雇用者数)	(28)	(32)	(33)	(30)	(29)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成22年6月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。第7期における1株当たり当期純利益金額は、それぞれ期首に分割がなされたものとして計算しております。
3. 第9期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成23年3月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当該会計方針は遡及適用され、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及適用後の数値を記載しております。なお、これによる影響はありません。

4. 従業員数は就業人員であり、()内に記載の年間の平均臨時雇用者数は外数となっております。

2【沿革】

年月	事項
平成16年4月	東京都千代田区神田東松下町17番地において、モバイル、インターネットにおける総合的ソリューションの提供を目的として資本金10,000千円をもってプライムワークス(株)を設立
平成16年8月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのi-mode携帯コミック配信のASP(注1)サービス『Comic DC』を(株)セルシスと共同で開始
平成17年7月	当社がアプリケーション開発に参画した日本初の着せ替え機能『カスタムスクリーン』を搭載したシャープ(株)製携帯電話機が発売、あわせてボーダフォン(株)(現・ソフトバンクモバイル(株))のエンドユーザー向けに『カスタムスクリーン』の配信サイト『カスタモ』をシャープ(株)と共同で開設、運用開始
平成17年8月	医薬品会社疾患啓発サイトの構築・運用等、ヘルスケア分野におけるウェブソリューションサービスを開始
平成18年4月	ボーダフォン(株)(現・ソフトバンクモバイル(株))に対して(株)セルシスと共同で開発した携帯電話向け電子ブックビューワー(注2、3)の使用権の許諾及び各携帯電話端末メーカーへの実装サポートを開始
平成20年5月	東京証券取引所マザーズへ上場
平成20年10月	カタリスト・モバイル(株)を子会社化
平成20年11月	KDDI(株)とヘルスケア分野で提携、健康管理サービス『au Smart Sports Karada Manager』の提供を開始
平成21年1月	カタリスト・モバイル(株)がdocomo端末に加え、au端末に対しても「アニメーションメール」技術のライセンス提供を開始
平成21年3月	(株)カメラシステムを子会社化(現・連結子会社)
平成21年7月	子会社メディアキューブ(株)を設立
平成21年8月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)に対する第三者割当増資を実施
平成21年9月	子会社スタジオプラス(株)を設立(現・連結子会社)
平成21年11月	女性の幸せを応援する『Karada Manager for Women』、健康関連ショッピングサイト『Karada Manager Shopping』のサービス開始
平成21年12月	きせかえコンテンツサイト『PLAZA きせかえ』、『Rody きせかえ』を3キャリアで配信開始
平成22年4月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ「Xperia」の発売にあわせAndroid市場に参入
平成22年6月	KDDI(株)と共同でデジタルフォトフレーム『PHOTO-U』向けサービスを展開
平成22年10月	『Karada Manager』Android向けサービスの提供を開始
平成22年11月	総合電子書籍ビューワー『BS Reader for Android』をソフトバンクモバイル(株)のスマートフォン向けに提供
平成23年2月	カタリスト・モバイル(株)がアドビ・システムズ社推進の「Open Screen Project」に「スクーリング・パートナー」として参加
平成23年4月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する「声の宅配便」に対応したAndroid端末向け『声の宅配便アプリ』を開発
平成23年7月	Android端末向け電子書籍ストアソリューション『Smart×Comic』を開発、ストリーミング対応コミックビューワー『BS Reader S』、電子ブックサーバーシステム『Comic DC』とあわせてAndroid Comic総合ソリューションとして提供開始
平成23年9月	Android版キャラクターコンテンツ配信サイト『カスタモ』のサービスを展開
平成23年10月	テクノロジー企業成長率ランキング「日本テクノロジーFast50」を5年連続受賞
平成23年10月	カタリスト・モバイル(株)が(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのスマホ向け新サービス「デコメ絵文字pop・デコメピクチャpop」に『アニエモ』技術を提供
平成23年12月	Androidスマートフォンのロック画面上で動作するアプリケーション『ロックアップシステム』を開発し、同技術を活用した『カスタモのロックアプリ』の配信を開始
平成24年1月	東京証券取引所 市場第一部へ市場変更
平成24年2月	Android UIをテーマに「エクスペリエンスデザインフォーラム2012 これからのAndroidユーザーインターフェース」を千葉工業大学と共同開催
平成24年3月	カタリスト・モバイル(株)がKDDI(株)の写真保存・シェアサービス『au Cloud』の「Photo Albumアプリ」の開発を受託
平成24年4月	カタリスト・モバイル(株)が(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのスマートフォン向けに音質向上ソリューション『Audyssey Dynamic EQ』を提供

年月	事項
平成24年6月	カタリスト・モバイル(株)を吸収合併し、商号をネオス(株)に変更

年月	事項
平成24年 7月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのAndroidスマートフォン向けに3D描画エンジン『MatrixEngine』の提供を開始
平成24年 8月	中国スマートフォン市場向けにコンテンツ配信事業を開始
平成24年 9月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの写真・動画ストレージサービス「フォトコレクション」の開発を受託
平成24年10月	(株)ウィルコムと共同でPHS端末向けきせかえサービス『きせかえ×ウィルコム』の提供を開始
平成24年10月	メディアキュート(株)を清算
平成24年11月	電子書店構築システム『電子書店構築CMS』を(株)モバイルブック・ジェーピーと共同でコンテンツプロバイダー向けに販売開始
平成25年 2月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するスティック型デバイス『SmartTV dstick 01』の企画・開発、製造を実施

- (注) 1. 「ASP」とはアプリケーション・サービス・プロバイダーの略称であり、アプリケーションをサーバー上で一括稼働し、インターネットを利用してその機能を配信することです。
2. 「電子ブック」とはコミック、写真集、書籍等のペーパーメディアコンテンツを携帯電話等の電子機器上で再現したものであります。
3. 「ビューワー (Viewer)」とは、コンテンツの内容を閲覧するソフトウェアの総称であり、機能を閲覧に絞ったアプリケーションであります。

3【事業の内容】

当社グループは、ネオス株式会社（当社）及び連結子会社2社の計3社で構成しており、保有する技術やノウハウを、顧客ニーズに対応したソリューションという形で提供する「ソリューション事業」と、ソフトウェア、コンテンツサービス、ASPサービス等を自社のプロパティとして展開する「プロダクト&サービス事業」の、二つの事業を推進しております。

『ソリューション事業』は、携帯キャリア、端末メーカー、コンテンツプロバイダー等に対して、モバイル、インターネットのプラットフォーム開発を支援するソリューション事業と、製薬会社、クリニック、エステ・美容、健康食品メーカー等、メディカル・ヘルスケア分野を中心とした一般法人を対象とするソリューション事業に大別されます。

『プロダクト&サービス事業』は、携帯キャリア、端末メーカー、コンテンツプロバイダー、一般法人等に対して、当社グループで開発したソフトウェアやコンテンツ、サーバシステム等をライセンスやASPサービスとして提供する事業と、コンシューマー向けに、共同または単独でコンテンツ配信やWEBサイトを通じてサービスを展開する事業に大別されます。

これらの分野を融合することにより、当社独自のソリューションを創出し、携帯キャリア、端末メーカー、コンテンツプロバイダー、一般法人に対し「クロスソリューション」として提供していくことを、当社の基幹事業としております。

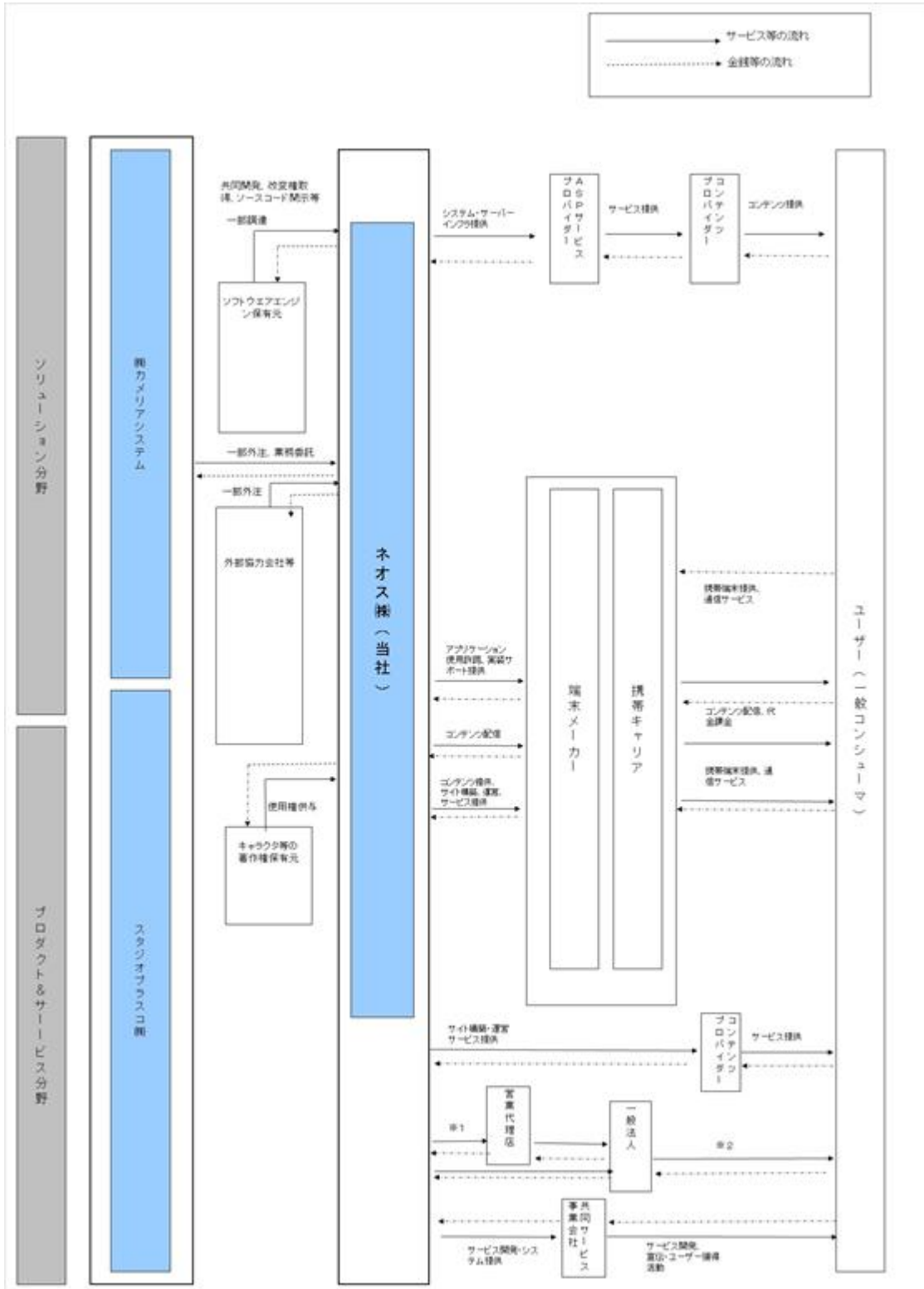
〔当社及び連結子会社〕

会社名	地域	分野	主な事業内容
ネオス株式会社	国内	ソリューション事業	アプリケーション・コンテンツ・ウェブにおける技術、ノウハウを応用して、顧客ニーズに対応したソリューションの提供を行っている事業
	国内	プロダクト&サービス事業	ソフトウェア・システム・コンテンツ等のプロパティをライセンス、ASPサービス、コンシューマーサービス等を通じて展開している事業
株式会社カメラシステム(注1)	国内	ソリューション事業	システム開発、システムコンサルティング
スタジオプラスコ株式会社	国内	ソリューション事業	デジタルコンテンツの制作・企画

(注1) 平成25年6月1日付で当社が株式会社カメラシステムを吸収合併する予定となっております。

[事業系統図]

当企業集団の事業系統図は以下のとおりであります。



- 1 PC及び携帯のウェブサイトの企画・開発・運営、コンサルティング、ネット広告エージェント業務等のウェブマーケティング業務、当社運営情報を通じたアフィリエイト・広告手段の提供等
- 2 PC及び携帯ウェブサイトによる情報の提供等

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社カメラシステム(注)1	東京都千代田区	15,000	システム開発、システムコンサルティング	95.0	当社より同社へシステム構築におけるコンサルティング及び開発業務を委託している。役員の兼任あり。
スタジオプラスコ株式会社	東京都千代田区	10,000	デジタルコンテンツの制作・企画	100.0	当社より同社へデジタルコンテンツの制作を委託している。役員の兼任あり。

(注)1.平成25年4月19日付で、株式会社カメラシステムの全株式を取得し、完全子会社となっております。
 また、平成25年6月1日付で当社が株式会社カメラシステムを吸収合併する予定となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成25年2月28日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
製造・販売部門	165 (21)
管理部門	79 (9)
合計	244 (30)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
222 (29)	37.0	2.9	5,358,311

事業部門の名称	従業員数(人)
製造・販売部門	144 (20)
管理部門	78 (9)
合計	222 (29)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における日本経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に持ち直しの気配がみられたものの、構造的なエネルギー問題や慢性的な円高、さらには領土問題に端を発する近隣諸国との軋轢、欧州の債務問題等で先行き不透明な状態が続いておりました。しかしながら、昨年末の衆議院総選挙による自由民主党新政権の誕生により、経済政策への期待から大幅な円安、株価の急上昇などの現象を引き起こしており、実質的な景気浮揚にはまだ至らぬものの、デフレ脱却と景気回復への期待が大きく高まっております。

携帯電話市場においては、端末需要がスマートフォンに大きくシフトしている状況に加え、電子書籍端末の登場やタブレット端末の多様化等が進展しつつあり、単にこれまでの携帯電話向けサービスがスマートフォン対応サービスに置き換わっていくというだけでなく、携帯電話やパソコンといった別々の括りで捉えられていた情報通信機器が、「スマートデバイス」という新しい概念のもとに再構成され、これに伴ってコミュニケーションサービスやコンテンツサービスが大きく変化していく様相を呈しています。

当社グループでは、このような環境認識の下、新時代への市場の変革を大きなチャンスと捉え新規事業開発に積極的に注力しております。

ソリューション事業においては、まさに携帯キャリア自身がスマートデバイスに対応し、いままでの通信・通話サービス事業者という概念から、より幅広いサービスプロバイダーへの転進を図りつつある動きに呼応して、携帯キャリア自身によるエンドユーザー向けのさまざまなサービスの開発を、多方面からサポートしております。

プロダクト&サービス事業においては、フィーチャーフォンで提供してきたサービス基盤をベースとした、新しいスマートフォン向けサービスの展開に注力するとともに、スマートデバイスの利用用途を拡げる新しいアプリケーションやソフトウェアの開発、展開を意欲的に繰り広げております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高6,615,454千円（前期比9.6%増）、営業利益318,003千円（前期比40.7%減）、経常利益365,742千円（前期比31.6%減）となりました。売上高に関しては、スマートフォン向けのプロダクト&サービスの開発、投入の成果が表れてきており、減少するフィーチャーフォン事業を補い、ほぼ二ケタの増収となっております。一方、営業利益、経常利益に関しては、利益率の高かったフィーチャーフォンビジネスの減益に対して、スマートフォンのプロダクト&サービス事業が、まだ利益を補完するまでには至っていないこと、また、スマートフォン事業の立ち上げのための研究開発費や事業開発費の投入、ソリューション営業の強化及び販促費用の投下等の要因から販売費及び一般管理費が増加したことにより減益となりました。

なお、今期は急速に減少するフィーチャーフォン事業への対応等を鑑み、将来収益の見込めないサービスの中止やソフトウェア資産の減損処理等を実施し、480,844千円の特別損失を計上しました。この結果、当期純利益に関しては、84,708千円の損失となりました。

以下、事業別の動向について述べます。

<ソリューション事業>

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、3,835,865千円（前期比0.5%増）となりました。

携帯キャリアがサービスプロバイダー化する流れの中で、『dビデオ』や『dミュージック』、『dヒッツ』、『dブック』などのサービスを展開するNTTドコモの『dマーケット』や、「アプリ取り放題」や「データお預かり」などのサービスを定額で提供するKDDIの『auスマートパス』など、携帯キャリアが独自のサービスを活発に推進し、順次拡大しております。こういった携帯キャリアの、通信・通話事業者からコンテンツサービス等を含む、より幅広いサービスプロバイダーへの転進に対して、当社では積極的にソリューション提案を行うとともに、アプリケーションからシステムまで、多方面からの開発支援を推進しております。たとえば、当社が開発支援をしている例として、画像データのクラウドサービスが挙げられます。

当社が開発をサポートしたNTTドコモの写真・動画ストレージサービス『フォトコレクション』は、サーバー上で顔やシーンを識別する機能などを備えたクラウドサービスです。当社はこのサービスのクライアントアプリとサーバーシステムの開発を支援しております。また、KDDIの『Photo Album アプリ』は、「au Cloud」に保存した写真をスライドショー形式で閲覧したり、アルバム共有を行えるアプリケーションです。

法人向けソリューションにおいては、一般法人がスマートフォン向けに本格的なサービスを開始するにともない、それらに対応するサイト構築やアプリの開発案件が増加しております。

スマートデバイスの普及と共に、HTML5の技術を用い、WEBサイトにおいて高度な機能を実現するニーズも拡大しており、当社の技術力を活かして、この分野での案件取り組み強化を進めております。

また、当社が得意とするメディカル、ヘルスケア関連のシステム開発やWebソリューションに、引き続き注力しており、今期においても関西電力系通信大手の株式会社ケイ・オプティコム製のタブレット端末向けヘルスケアサービス『eoからだケア』のシステム構築などを手掛けております。

<プロダクト&サービス事業>

当連結会計年度におけるプロダクト&サービス事業の売上高は2,779,588千円（前期比25.1%増）となりました。

スマートフォン化の進展に伴い、当社においてはプロダクト&サービス事業を、コミックASPサービス等のBtoBtoCやきせかえサービス等のBtoCといったサービス系事業である「クラウド」事業と、アニメーションメールのグラフィック表現を可能にする『アニエモ』エンジンや3D描画によるUI（ユーザーインターフェース）を実現する『MatrixEngine』等のアプリ系事業である「デバイス」事業の、二つのジャンルに分けて捉えております。

クラウド事業であるコミック、キャラクター、ヘルスケア等においては、フィーチャーフォン向け売上が急速に減少しつつあり、一方でスマートフォン向けの市場の立ち上がりにはタイムラグが存在していること、また、長年にわたり展開してきたフィーチャーフォン事業に比べ、スマートフォン向け事業は立ち上げ投資が必要なため、現段階では相対的に利益率が低いことなどの要因から、今期については、同分野の落ち込みが最も大きな減益要因となっております。これらの事業に関しては、当社がフィーチャーフォンで提供してきたサービス基盤をベースに、スマートフォン向けに新しい形に再構成して提供することに注力しております。コミック事業については、これまでのサーバー、ビューワー等のインフラ提供モデルからコンテンツ事業者と連携した総合ソリューションへの展開、キャラクターサービスについては、きせかえを中心としたサービスからアプリを多用したファンサイトサービスへの展開等、スマートフォン向けの新展開に積極的に取り組んでおります。

一方、デバイス事業においては、新規プロダクトの開発、投入を果敢に行っており、事業拡大を実現しております。NTTドコモの『デコメ絵文字pop・デコメビクチャpop』で採用されているアニメーションメールエンジン『アニエモ』では、いち早くHTML5版にバージョンアップを行うとともにiPhone向けにメールアプリを新規開発し、これに同エンジンを搭載することで『アニエモ』アプリケーションをiPhone端末にも拡大しました。

3D描画エンジン『MatrixEngine』については、NTTドコモの『dビデオ』、『dミュージック』等のオフィシャルプレーヤーであるMedia Playerアプリにライセンス提供したのに加え、NTTドコモの写真・動画ストレージサービス『フォトコレクション』のクライアントアプリにおいても実装提供しております。

また、今般、当社では、スマートデバイスの進展を睨み、テレビのHDMI端子に挿入するだけで、Wi-Fi通信により、テレビ上でインターネットを経由して様々なスマートデバイスコンテンツを再生することが可能になるハードウェア「スマートスティック」の事業を開始しました。当社では、これを『SmartTV dstick 01』として商品化し、当社が発売元、NTTドコモが販売元として提供を開始しております。同プロダクトは、テレビに挿すだけの簡単接続で、NTTドコモがスマートフォン向けに提供している『dビデオ』、『dアニメストア』、『dヒッツ』内の映画、ドラマ、音楽などの豊富なコンテンツを自宅のテレビで楽しめるものです。

当社グループでは、「クラウド」事業と「デバイス」事業の双方を両輪として立ち上げ、これらを連携させることで、スマートデバイス時代のユニークなプロダクト&サービス事業を確立していくことにより、企業規模拡大と収益性向上に引き続き邁進していきます。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、1,033,298千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、302,297千円（前期は571,845千円の収入）となりました。これは主に、非資金支出費用の減損損失441,603千円や減価償却費371,825千円の資金流入があったものの、税金等調整前当期純損失115,102千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は462,677千円（前期は450,904千円の支出）となりました。これは主に、ソフトウェア等の無形固定資産の取得、子会社株式の追加取得による資金流出によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、28,991千円（前期は14,561千円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払による支出によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは「情報サービス産業」の単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	4,651,266	112.3
合計(千円)	4,651,266	112.3

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の受注状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	6,990,227	113.6	825,963	181.3
合計(千円)	6,990,227	113.6	825,963	181.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	6,615,454	109.6
合計(千円)	6,615,454	109.6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 最近2連結会計年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。
 なお金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,018,859	16.9	1,724,255	26.1
KDDI株式会社	1,092,537	18.1	822,140	12.4

3【対処すべき課題】

フィーチャーフォン事業を中心とした既存事業の再構成の完遂

当社グループが展開しているコミック、キャラクター、ヘルスケア事業については、フィーチャーフォン向けマーケットの急速な縮小に伴い、根本的な再構成が必要な状況となり、これら事業をスマートフォンに相応しい事業へと変貌させる作業を急ピッチですすめております。

その結果、まだスマートフォン向けサービスがフィーチャーフォン向けサービスの落ち込みをカバーする規模には至っていないものの、内部的な事業のリフレーム作業は一定の目途が立ちつつあります。これら作業を早急に完遂させつつ、スマートフォンならではのより便利な、より楽しいサービスを提供すべく、新たな企画、開発に取り組んでいくことが重要な課題と考えております。

スマートデバイス時代の新しいプロダクト&サービス事業の創出

情報通信市場においては、スマートフォンの普及が進み、単にフィーチャーフォンからの移行に留まらず、タブレット端末等を含めてTV、車、生活家電等、新しい形でスマートフォンの技術を用いた「スマートデバイス」とも呼ぶべき機器が使用される場面が増えております。また、クラウド化、グローバル化により、使用端末や使用場所を問わない、シームレスなユビキタス環境がいよいよ実現に向かいつつあります。

当社グループでは、既存サービスのスマートフォンへの展開は勿論のこと、「スマートデバイス」時代にふさわしい新たなプロダクト&サービス事業の創出が極めて重要な課題であると考えており、海外での展開、提携も含め、今まで以上に積極的な事業投資を行い、企画・開発に取り組んでまいります。

ソリューション事業における得意分野への一層の注力と、基盤事業としての総合的な拡大

当社グループは、「ICT&メディア」「ビジネス&ヘルスケア」の2つの分野でソリューション事業を展開してまいりました。これら分野は、スマート革命の進展に伴いさらなる拡大が見込める有望な「業種ジャンル」であり、一層の注力を行ってまいります。これら2分野をバランスよく保持することによって、安定的な事業基盤を維持、拡大していくことが重要な課題であると認識しております。

今後も携帯キャリアや端末メーカー、コンテンツプロバイダー、一般法人等に対して、総合かつ最適なソリューションの企画、開発、運営を提供、支援を続けるとともに、総合スマート・ソリューション企業として更なる事業基盤の強化に努めてまいります。

有能な人材の確保および育成

当社グループが経営目標として掲げる「情報通信技術とコンテンツの融合による新しい価値の創出」を実現するためには、技術に関する知見やサービス企画スキルなどの高度な専門スキルを持ちつつ、幅広い視野に基づいてプロジェクトをマネジメント・プロデュースできる有能な人材の確保と育成が課題となります。

これまで同様、引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組んでまいります。

コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制の更なる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。業容の拡大に合わせ、常に見直すことも重要であると考えており、更なるコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の事項および本項記載以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社グループの事業または本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご注意ください。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

業界の動向について

当社グループは、携帯キャリア、携帯端末メーカー、コンテンツプロバイダーなどの携帯電話関連事業者に対し、コンテンツやアプリケーション技術関連のソリューションやサービスを幅広く提供しています。

現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの急速な移行が進む中、当社グループは、いち早くその傾向を見極め、既存のフィーチャーフォンで培ったさまざまなプロパティを、スマートフォン向けに拡張展開すると共に、スマートフォン向けの新たなソリューションやプロダクト&サービスの立ち上げに傾注し、スマートフォン総合企業に向けて、事業構造の転換を速やかに進めております。

しかしながら、ビジネスモデル、取引先、ユーザーの使い方、市場動向等の環境が想定と大きく違った動きをした場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループの属する業界は、現状、法令や規制による参入障壁が低く、また、技術革新が日進月歩であることから、競合他社の参入の可能性や技術の均衡化による更なる競争激化の可能性があります。

当社グループは、常に新しい技術の開発、習得に万全の体制を敷いておりますが、意表をつく技術の進歩、また、新たなビューワープラットフォームなどの急速なシェアの拡大、エンドユーザー向けサービス分野における採算を度外視した過度な広告宣伝競争の台頭、コンテンツ制作やウェブソリューション分野において、予想を超える優れた企画・制作・開発力を持つ新規会社の参入、世界レベルでのOS共通化などによる海外ベンダーとの競争激化などにより、当社グループの競争力や優位性を保つことが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

先行投資について

当社グループの提供するサービス及び開発するソフトウェア等において、先行して開発投資やサーバーなどの設備投資を行うケースがあり、事業開始後に販売不振、会員数伸び悩みなど、実績が当初の計画から大きく変動する場合は、投資額について減損処理をせざるを得ないことが想定され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

携帯電話事業者との取引への集中度が高いことについて

当社グループは、事業の特性により、携帯キャリア及び端末メーカーとの取引高が、全社売上高の5割を超えており、相対的に高い水準にあります。

これらの企業とは今後も安定的に取引を継続することが可能であると考えています。しかし、すべての取引先と永続的な取引が確約されているわけではなく、将来において、取引が減少または中断することになれば、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術進歩による技術・サービスのライフサイクルへの影響について

当社グループの事業領域である携帯電話、インターネット関連業界においては、日進月歩で技術革新が著しく、常に新たな技術・サービスが誕生しています。当社グループも常に最新の技術動向に着目し、技術力で他社に遅れを取ることのないように努めております。

しかしながら、当社グループが想定する以上の技術革新や新サービスが展開され、当社グループの技術やサービスが陳腐化する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保（雇用市場動向による影響）について

事業拡大にあたり、専門スキルをもった人材を十分に確保することが大きな課題となっています。優秀な人材の確保や人材の流出を防ぐため、より魅力的な会社となるべく注力していますが、市場や環境の変化により、当社グループに必要な人材の確保ができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

外注委託先の確保について

当社グループは、グループ内の人員不足の補完及び開発費用削減などを目的に受託開発業務等については、外注委託を行っており、優秀な外注委託先を安定的に確保することが重要であると考えています。しかし、優秀な外注委託先が安定的に確保できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

製造物責任について

当社グループは、「スマートスティック」事業への参入により、ハードウェア事業を開始しております。同事業への着手にあたっては、ハードウェア固有の製造管理業務が発生するため、それらに対する体制の構築を行い、厳密な品質管理に努めております。しかしながら、予期せぬ事情等により、大規模な製品回収、損害賠償の発生、訴訟の提起等が生じた場合、当社グループのイメージ、ブランド、評判の低下、顧客流失、保険金を上回る費用の発生等を惹起し、当社グループの事業、業績、および財務状態に悪影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ及び個人情報保護に関するリスクについて

当社グループは、情報セキュリティについて、コンピューターウイルスや外部からの不正アクセスに対し、社内の情報システム部門を中心に対策を講じています。また業務に関連して個人情報を保有することがありますが、保有する個人情報については、データを有するサーバーへのアクセス制限を設けるなどの管理を実施し、個人情報に関する取り扱いについては然るべき対策を施すとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの認定を受けるなど、情報管理体制の整備強化に努めております。しかし、運用に不備が発生するリスクや、外部からの不正アクセスやハッキングによる情報の漏洩に関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報が流出するような事態が発生した場合、賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスクについて

当社グループは、ソフトウェア技術やコンテンツノウハウをベースとしたサービス、ソリューションの開発・提供を行っておりますが、仮に新製品の開発に成功し、特許申請を行ったとしても、それが知的財産権として保護される保証はありません。また、当社グループの独自の技術ノウハウが知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない可能性があります。そのため、他社が当社グループの知的財産権を使用した場合も効果的に防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権侵害を排除すべく法務部門を設置し、顧問弁護士との連携等、対策を講じておりますが、当社グループの今後使用する技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。これらの事象が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが使用許諾の権利を受けている著作権やソフトウェアの権利保有元とは良好な信頼関係を維持していますが、契約期間は短いもので1年であり、契約期間終了後に契約が更新されない可能性があります。また、権利保有元自身が同様の事業展開を行なう可能性も否定できません。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループが遂行している事業は、インターネット網を介したコンピューターネットワークに依存しているため、システム障害等に対しても24時間監視体制を実施しております。また、電源やネットワークの二重化など、ディザスター・リカバリーの対策を講じておりますが、自然災害や事故などの不測の事態により、電力供給量等の低下など、社会インフラの使用制限等が想定以上に実施された場合、当社グループのコンピューターシステムの機能低下や故障等を招くことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

納品までの期間が長い取引による影響について

当社グループの売上高には、受注から納品までのサイクルが長いものも含まれます。その中には比較的金額の大きな取引も含まれますので、開発の過程において、仕様変更その他の事情により納入のタイミングが変更になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権による希薄化効果について

当社は平成17年5月30日の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権の割当に関し決議しております。また、平成19年2月14日、平成19年10月2日の臨時株主総会、平成21年5月27日、平成23年5月26日および平成24年5月29日の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、新株予約権の割当に関し決議しております。現在付与されている新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。

主要株主に関するリスクについて

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、当社の第2位株主（平成25年2月末時点発行済株式総数に対する所有割合13.12%）であります。同社に対し、今後も安定株主としての役割並びに将来の関係強化を期待しておりますが、今後、同社との良好な関係が維持できなければ当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 経営上の重要な契約

契約の相手方 (契約日)	契約の名称	契約内容	契約期間
シャープ株式会社 (平成16年9月8日)	取引基本契約書	シャープ株式会社と当社との間でなされる物品の製作・供給に関する基本契約	平成16年9月8日から平成17年9月7日まで (期間満了の2ヶ月前までに書面による意思表示が無ければ1年ごと自動更新)
株式会社セルシス (平成19年8月1日)	コンテンツ配信サービスに関する契約書	コンテンツ配信サーバーシステム「Comic DC」を利用したコンテンツ配信サービスを共同で行うための契約	平成19年8月1日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかからない限り有効
パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社 (平成19年10月16日)	業務委託基本契約書	パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社が当社に委託するソフトウェア、ハードウェア、データベースの開発に係る業務に関する基本契約書	平成19年10月15日から平成20年10月14日まで (期間満了の3ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (平成20年2月28日)	ソフトウェア利用許諾契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ向け携帯電話端末に搭載される動画メールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	平成20年2月28日から平成21年2月27日まで (期間満了の1ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)
ソフトバンクモバイル株式会社 (平成20年7月1日)	電子コミックビューワ使用許諾に関する契約書	電子ブックビューワ「BookSurfing®」の使用許諾及びサポート業務委託契約	平成20年7月1日から平成21年3月31日まで (以降、協議の上更新)
KDDI株式会社 (平成20年11月13日)	「au Smart Sports Karada Manager」提供に関する協業契約書	健康管理サービス「au Smart Sports Karada Manager」についての協業を定めた契約	平成20年10月1日から平成24年3月31日まで (期間満了の90日前までに書面による意思表示が無ければ1年ごと自動更新)
KDDI株式会社 (平成21年1月23日)	デコレーションアニメ合成エンジンExtension利用許諾契約書	KDDI株式会社向け携帯電話端末に搭載される動画メールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	平成21年1月23日から平成22年1月22日まで (期間満了の3ヶ月前までに書面による意思表示が無ければ1年ごと自動更新)
Adobe Systems Incorporated (平成22年9月22日)	OPEN SCREEN PROJECT LICENSE AND SUPPORT AGREEMENT FOR SCALING PARTNERS	端末メーカー向けにAdobe® AIR® (Adobe Integrated Runtime)やAdobe Flash®のエンジニアリングサービスを提供するためのパートナー契約	平成22年9月7日から平成25年9月6日まで
日本電気株式会社 (平成22年10月12日)	資材基本契約書	日本電気株式会社との間でなされる注文品の売買及び制作の委託並びに請負に関する基本契約	平成22年10月12日から平成23年3月31日まで (期間満了の3ヶ月前までに請求が無ければ1年ごと自動更新)
NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社 (平成22年10月12日)	資材基本契約書	NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社との間でなされる注文品の売買及び制作の委託並びに請負に関する基本契約	平成22年10月12日から平成23年3月31日まで (期間満了の3ヶ月前までに請求が無ければ1年ごと自動更新)
富士通株式会社 (平成22年10月20日)	ソフトウェア関連業務請負契約書	富士通株式会社とのソフトウェア開発業務の委託に関する基本契約	平成22年10月20日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかからない限り有効
株式会社セルシス (平成23年10月7日)	Android共同事業契約書	Androidプラットフォームにおける「BookSurfing®」フォーマットでの電子ブックビューワの開発、共同事業、使用許諾に関する契約	平成22年7月16日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかかる場合を除き、顧客に対する同ビューワの使用許諾が継続する限りにおいて有効
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (平成23年11月9日)	ソフトウェア利用許諾契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ向けスマートフォン端末に搭載される動画メールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	平成23年11月9日から平成24年11月8日まで (期間満了の1ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)

契約の相手方 (契約日)	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (平成24年7月27日)	ソフトウェアライセンス 契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ向けスマートフォン端末に 搭載されるHTMLメールエンジン ソフトウェアの使用許諾契約	平成24年7月27日から 平成25年7月26日まで (期間満了の1ヶ月前まで に書面による申出が無けれ ば1年ごと自動更新)
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (平成24年11月16日)	物品購入基本契約書 (端末機器類)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモの資材部へ当社が端末機器 類を納品する取引に関する基本 契約	平成24年11月16日から 平成25年3月31日まで (期間満了の1ヶ月前まで に書面による申出が無けれ ば1年ごと自動更新)

(2) 合併契約

当社は、連結経営強化のために平成24年4月23日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の100%子会社であるカタリスト・モバイル株式会社（東京都千代田区、資本金226,605千円、代表取締役社長 高橋豊志）を消滅会社として吸収合併することを決議し、同日付けで合併契約を締結しました。その主な内容は次のとおりであります。

合併の方法

当社を存続会社、カタリスト・モバイル株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

合併期日

平成24年6月1日

合併に際して発行する株式及び割当

カタリスト・モバイル株式会社は当社の100%子会社であるため、本合併に際して対価の交付及び資本金の増加はありません。

引継資産・負債の状況

当社は、以下の平成24年5月31日現在のカタリスト・モバイル株式会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継ぎいたしました。

資 産	金額（千円）	負 債	金額（千円）
流動資産	619,789	流動負債	218,906
固定資産	213,910	固定負債	10,689
資産 合計	833,700	負債 合計	229,595

6 【研究開発活動】

新規サービス提供のための開発費等で20,583千円の研究開発費を計上しております。なお、情報サービス事業の単一セグメントであることから、研究開発費の総額のみ記載しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 . 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,543,611千円となりました。これは主に、売掛金が222,163千円増加したことによるものであります。

固定資産の残高は1,163,420千円となりました。これは主に、事業用ソフトウェアの減損処理により無形固定資産が減少したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における総資産は3,707,031千円となりました。

負債の部

当連結会計年度末における負債合計は717,988千円となりました。これは主に、未払法人税等が減少したことによるものです。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は2,989,043千円となりました。これは主に、当期純損失84,708千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は、売上高6,615,454千円（前期比9.6%増）、営業利益318,003千円（前期比40.7%減）、経常利益365,742千円（前期比31.6%減）となりました。

売上高に関しては、スマートフォン向けのプロダクト&サービスの開発、投入の成果が表れてきており、減少するフィーチャーフォン事業を補い、ほぼ二ケタの増収となっております。

一方、営業利益、経常利益に関しては、利益率の高かったフィーチャーフォンビジネスの減益に対して、スマートフォンのプロダクト&サービス事業が、まだ利益を補完するまでには至っていないこと、また、スマートフォン事業の立ち上げのための研究開発費や事業開発費の投入、ソリューション営業の強化及び販促費用の投下等の要因から販売費及び一般管理費が増加したことにより減益となりました。

なお、今期は急速に減少するフィーチャーフォン事業への対応等を鑑み、将来サービスの見込めないサービスの中止やソフトウェア資産の減損処理等を実施し、480,844千円の特別損失を計上しました。

この結果、当期純利益に関しては、84,708千円の損失となりました。

なお、事業全体の包括的な分析及び事業別の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照下さい。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ189,370,千円減少し、1,033,298千円となりました。これは、現金及び預金(期首残高1,222,669千円)、営業活動によるキャッシュ・フロー(302,297千円の収入)を、投資活動によるキャッシュ・フロー(462,677千円の支出)及び財務活動によるキャッシュ・フロー(28,991千円の支出)が上回ったことによるものであります。

なお、各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営に重要な影響を与える要素は、「第2 事業の状況 4 . 事業等のリスク」において記載しましたとおり、長期にわたる大型の受託プロジェクトの納入タイミングが変更となる場合や、IT技術の革新が想定以上に進展する場合、経営成績に影響を及ぼす場合があります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、顧客ニーズに対応したソリューションの提供を行う『ソリューション事業』と、ソフトウェア・システム・コンテンツ等をライセンス、ASPサービス、コンシューマーサービスなどの形で展開する『プロダクト&サービス事業』の、二つのビジネスモデルをアプリケーション・コンテンツ・ウェブの各分野で推進しております。

当社グループは、これら二つの事業を基幹に、両事業のシナジー展開を経営戦略として、『プロダクト&サービス事業』でのアセットを活用した他社とは明確に差別化された『ソリューション事業』を安定的に拡大しながら、その収益やノウハウを基盤に『プロダクト&サービス事業』の一層の強化、拡充を進めてまいります。

ソリューション事業においては、まさに携帯キャリア自身がスマートデバイスに対応し、いままでの通信・通話サービス事業者という概念から、より幅広いサービスプロバイダーへの転進を図りつつある動きに呼応して、携帯キャリア自身によるエンドユーザー向けのさまざまなサービスの開発を、多方面からサポートしております。

プロダクト&サービス事業においては、フィーチャーフォンで提供してきたサービス基盤をベースとした、新しいスマートフォン向けサービスの展開に注力するとともに、スマートデバイスの利用用途を広げる新しいアプリケーションやソフトウェアの開発、展開を意欲的に繰り広げております。

ソリューション事業における次期の見通しとしましては、携帯キャリアの更なるサービスプロバイダー化の進行、スマートデバイスの普及によるメディア業界、ヘルスケア業界等の法人需要の拡大、新OSの登場や新技術需要の活発化等の要因により、当社ソリューション事業も再拡大を見込んでおります。

また、プロダクト&サービス事業における次期の見通しとしましては、アプリやスマートスティック等のデバイス事業の拡大と、クラウド事業におけるスマートフォンサービスの本格的な立ち上がりにより、引き続き事業規模の拡大が進行するものとみております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

携帯電話市場において、端末需要がスマートフォンに大きくシフトしている状況に加え、電子書籍端末の登場やタブレット端末の多様化等が進展しつつあり、単にこれまでの携帯電話向けサービスがスマートフォン対応サービスに置き換わっていくというだけではなく、携帯電話やパソコンといった別々の括りで捉えられていた情報通信機器が、「スマートデバイス」という新しい概念のもとに再構成され、これに伴ってコミュニケーションサービスやコンテンツサービスが大きく変化していく様相を呈しています。

当社グループでは、このような環境認識の下、新時代への市場の変革を大きなチャンスと捉え新規事業開発に積極的に注力してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は275,498千円であり、事業用ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への投資240,880千円、各種サービスの開発・運営のためのサーバー、業務拡大に伴う事務所拡大によって取得した有形固定資産への投資34,617千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					合計 (千円)	従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	ソフトウェ ア仮勘定 (千円)	その他 (千円)		
本社 (東京都千代田区)	本社機能及び開発 設備等	84,772	71,466	347,963	59,373	3,715	567,291	222(29)

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 3. 本社建物はすべて賃借中のものであり、設備の内容は下記のとおりであります。帳簿価額は建物附属設備について記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	159,019

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 本社建物並びに設備(建物附属設備)の一部を、当社より子会社へ賃貸しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000
計	240,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	77,688	77,688	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
計	77,688	77,688	-	-

- (注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月20日開催の取締役会決議

(第2回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	47(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282(注)1 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,334(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月13日から 平成27年5月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,334 資本組入額 4,167	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込価額}}{\text{処分自己株式数}} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役・監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合、その他正当な理由のある場合として当社が認めた場合はこの限りではない。また、対象者の相続人による行使は認めない。
- (2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。

5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年2月14日開催の取締役会決議

(第7回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	88	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から 平成29年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、第7回新株予約権割当契約により定めるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年8月9日開催の取締役会決議
(第9回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	28(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168(注)1 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成29年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、第9回新株予約権割当契約により定めるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編成対象会社による新株予約権の取得

下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年10月2日開催の臨時株主総会決議及び平成19年10月12日開催の取締役会決議
(第10回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	6(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36(注)1 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日から 平成29年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、第10回新株予約権割当契約により定めるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編成対象会社による新株予約権の取得

下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

平成21年5月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月1日開催の取締役会決議
(第11回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	168(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
普通株式新株予約権の目的となる株式の数(株)	504(注)1 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,638(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月2日から 平成26年5月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,638 資本組入額 34,819	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5. 平成22年4月21日開催の取締役会決議により、平成22年6月1日付で1株を3株に分割しております。新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成21年5月27日開催の定時株主総会決議及び平成22年4月21日開催の取締役会決議

(第12回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	92	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	276(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	121,334(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年4月22日から 平成26年5月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,334 資本組入額 60,667	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5. 平成22年4月21日開催の取締役会決議により、平成22年6月1日付で1株を3株に分割しております。新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年4月23日開催の取締役会決議

平成23年6月1日付けで当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が、新株予約権を発行していたことに伴い、当事業年度末において存在することとなった新株予約権は、次のとおりであります。なお、上記の決議年月日は当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

（第14回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数（個）	113	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	904（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	41,096（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月1日から 平成32年11月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 41,096 資本組入額 20,548	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
新株予約権の取得事由及び条件	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 8 株とする。なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上記表中の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注) 4 . に準じて決定する。

平成24年 4 月23日開催の取締役会決議

平成23年 6 月 1 日付けで当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が、新株予約権を発行していたことに伴い、当事業年度末において存在することとなった新株予約権は、次のとおりであります。なお、上記の決議年月日は当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

(第15回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年 2 月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年 4 月30日)
新株予約権の数(個)	350	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,800(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54,795(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年 3 月1日から 平成34年 2 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54,795 資本組入額 27,398	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
新株予約権の取得事由及び条件	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 8 株とする。なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上記表中の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4.に準じて決定する。

平成23年5月26日開催の定時株主総会、及び平成24年5月17日開催の取締役会決議
(第16回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,630(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月18日から 平成28年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,630 資本組入額 34,815	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

平成24年5月29日開催の定時株主総会決議、及び平成24年8月22日開催の取締役会決議
(第17回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	495	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	495(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月7日から 平成32年9月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,053 資本組入額(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
- 平成24年9月7日から平成27年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- 平成27年9月7日から、平成28年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 平成28年9月7日から、平成29年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 平成29年9月7日から、平成32年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由（死亡した場合を除く。）に基づき当社または当社関係会社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合であると取締役会が認めた場合であって、地位を喪失した日から30日以内に当該終了時点で行使可能となっている新株予約権を行使するときはこの限りではない。
- (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「ネオス株式会社第17回新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を必要とする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記(注)4に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年3月1日～ 平成21年2月28日 (注)1	3,232	18,772	246,485	452,185	246,485	442,185
平成21年3月1日～ 平成22年2月28日 (注)2	4,482	23,254	449,075	901,260	449,075	891,260
平成22年3月1日～ 平成23年2月28日 (注)3	53,120	76,374	36,075	937,335	36,075	927,335
平成23年3月1日～ 平成24年2月29日 (注)4	1,248	77,622	11,713	949,048	11,713	939,048
平成24年3月1日～ 平成25年2月28日 (注)4	66	77,688	1,100	950,148	1,100	940,148

- (注)1 . 平成20年5月22日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式2,200株(発行価格230,000円、引受価額211,600円、資本組入額105,800円)発行、及び、新株予約権の権利行使による増加であります。
- 2 . 新株予約権の権利行使、及び、有償第三者割当による増加であります。
割当先 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社
発行価格216,000円
資本組入額108,000円
- 3 . 新株予約権の権利行使、及び、株式分割(1:3)による増加であります。
- 4 . 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年2月28日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	30	24	25	1	2,592	2,690	-
所有株式数(株)	-	10,618	2,233	19,118	1,036	1	44,682	77,688	-
所有株式数の割合(%)	-	13.66	2.87	24.60	1.33	0.00	57.51	100	-

(7) 【大株主の状況】

平成25年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
池田 昌史	東京都港区	18,778	24.17
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	10,200	13.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,840	6.23
シャープ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	3,600	4.63
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3-2	2,100	2.70
マケナフィールド株式会社	東京都港区六本木5丁目17-16	1,800	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,597	2.05
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,530	1.96
榎尾 茂樹	東京都渋谷区	1,380	1.77
C F 株式保有組合	東京都千代田有楽町1丁目2-2	1,080	1.39
計	-	46,905	60.38

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,688	77,688	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	77,688	-	-
総株主の議決権	-	77,688	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
 当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成17年5月30日定時株主総会決議、及び平成17年6月20日取締役会決議)
 (第2回新株予約権)

旧商法に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成17年5月30日定時株主総会、及び平成17年6月20日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年5月30日(定時株主総会決議) 平成17年6月20日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名及び当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成19年2月14日臨時株主総会決議、及び平成19年2月14日取締役会決議)
 (第7回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成19年2月14日臨時株主総会、及び平成19年2月14日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年2月14日(臨時株主総会決議) 平成19年2月14日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成19年2月14日臨時株主総会決議、及び平成19年8月9日取締役会決議)

(第9回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成19年2月14日臨時株主総会、及び平成19年8月9日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年2月14日(臨時株主総会決議) 平成19年8月9日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成19年10月2日臨時株主総会決議、及び平成19年10月12日取締役会決議)

(第10回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成19年10月2日臨時株主総会、及び平成19年10月12日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年10月2日(臨時株主総会決議) 平成19年10月12日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名及び当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成21年5月27日定時株主総会決議、及び平成21年7月1日取締役会決議)

(第11回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社および当社関係会社の従業員に対し、新株予約権を付与することを、平成21年5月27日定時株主総会、及び平成21年7月1日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年5月27日(定時株主総会決議) 平成21年7月1日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員8名、当社関係会社の取締役3名、当社関係会社の従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成21年5月27日定時株主総会決議、及び平成22年4月21日取締役会決議)

(第12回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社および当社関係会社の従業員に対し、新株予約権を付与することを、平成21年5月27日定時株主総会、及び平成22年4月21日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年5月27日(定時株主総会決議) 平成22年4月21日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員6名、当社関係会社の取締役1名、当社関係会社の従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成24年4月23日取締役会決議)

(第14回新株予約権)

カタリスト・モバイル株式会社との合併が平成24年4月23日取締役会において決議されたことに伴うものであります。

決議年月日	平成24年4月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成24年4月23日取締役会決議)

(第15回新株予約権)

カタリスト・モバイル株式会社との合併が平成24年4月23日取締役会において決議されたことに伴うものであります。

決議年月日	平成24年4月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成23年5月26日定時株主総会決議、及び平成24年5月17日取締役会決議)

(第16回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対し、新株予約権を付与することにつき、平成23年5月26日定時株主総会、及び平成24年5月17日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月26日(定時株主総会決議) 平成24年5月17日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名、当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成24年5月29日定時株主総会決議、及び平成24年8月22日取締役会決議)

(第17回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対し、新株予約権を付与することにつき、平成24年5月29日定時株主総会、及び平成24年8月22日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年5月29日(定時株主総会決議) 平成24年8月22日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名、当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企業の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。

当社では、企業体質の強化と新たな事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としており、長期的に株主の皆様のご期待に沿うように努力してまいります。

今後も収益力の安定度、内部留保の充実度、事業投資への必要資金、企業を取り巻く環境を総合的に勘案したうえで、株主に対する収益の配当を検討する方針であります。内部留保資金につきましては、ソフトウェア・サービス開発、システムの増強・新規開発等に有効に投資してまいりたいと考えております。配当の回数については、期末にて1回もしくは中間配当を含めた2回を基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年4月9日 取締役会決議	34,959	450

4【株価の推移】

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
最高(円)	741,000	303,000	387,000 1 152,600	143,500 2 81,000	77,400
最低(円)	88,000	110,000	168,000 1 59,100	62,100 2 71,000	44,700

(注) 1. 第7期の事業年度別最高・最低株価のうち、1は株式分割(平成22年6月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2. 最高・最低株価は、平成24年1月31日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。なお、第8期の事業年度別最高・最低株価のうち、2に記載の最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月
最高(円)	48,250	55,000	72,200	68,900	64,200	62,600
最低(円)	45,300	45,250	54,300	59,200	59,600	55,800

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	-	高橋 豊志	昭和38年11月18日生	平成元年10月 ㈱バンダイ入社 平成12年9月 バンダイネットワークス(㈱) (現㈱バンダイナムコゲームス) 取締役 平成14年6月 同社常務取締役事業本部長 平成16年9月 当社取締役(現任) 平成17年6月 ㈱アクロディア社外取締役 平成17年10月 バンダイネットワークス(㈱) (現㈱バンダイナムコゲームス) 上級執行担当 平成18年2月 カタリスト・モバイル(㈱)代表取締役社長 平成24年3月 ㈱イーフロー社外取締役(現任) 平成24年5月 当社代表取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] ㈱イーフロー社外取締役	(注1)	-
取締役社長 (代表取締役)		池田 昌史	昭和35年2月21日生	昭和57年4月 新日本電気(㈱) (平成14年2月に清算) 入社 平成7年10月 NECインターチャネル(㈱) (現㈱インターチャネル) 出向 平成16年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成20年10月 カタリスト・モバイル(㈱)社外取締役 平成21年7月 メディアキューブ(㈱)代表取締役社長	(注1)	18,778
取締役	執行役員事業戦略室室長	榎尾 茂樹	昭和38年8月5日生	昭和62年4月 日本電気(㈱)入社 平成8年7月 NECインターチャネル(㈱) (現 ㈱インターチャネル) 出向 平成16年9月 当社取締役(現任) 平成20年6月 当社執行役員モバイルソリューション事業部長 平成21年9月 スタジオプラスコ(㈱)代表取締役社長 平成22年3月 当社執行役員事業開発本部長 平成24年3月 当社執行役員事業戦略室室長(現任)	(注1)	1,380
取締役	執行役員ニュープロパティ事業部長	山岸 辰雄	昭和39年5月22日生	平成12年7月 バンダイネットワークス(㈱) (現㈱バンダイナムコゲームス) 入社 平成14年4月 同社システム開発部長 平成17年10月 同社執行役員ソリューション事業部長 平成18年6月 同社取締役ソリューション事業部長 平成21年4月 ㈱バンダイナムコゲームス NE事業本部ソリューションディビジョン担当 平成22年3月 当社執行役員プラットフォーム開発事業部長 平成22年5月 当社取締役(現任) 平成24年3月 当社執行役員プラットフォームソリューション事業部長 平成24年6月 当社執行役員プラットフォームソリューション事業部長兼ニュープロパティ事業部長 平成25年3月 当社執行役員ニュープロパティ事業部長(現任)	(注1)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	執行役員経理部長	黒尾 哲雄	昭和34年10月6日生	昭和53年4月 日本電気(株)入社 平成7年11月 NECインターチャネル(株)(現(株)インターチャネル) 出向 平成16年10月 東北日本電気(株)出向 平成18年12月 当社経営管理部ゼネラルマネージャ 平成19年5月 当社取締役(現任) 平成21年3月 当社執行役員管理部長 平成24年3月 当社執行役員経理部長(現任)	(注1)	370
取締役	執行役員サービスソリューション事業部長	内井 大輔	昭和45年12月25日生	平成5年4月 日本電気(株)入社 平成7年10月 NECインターチャネル(株)(現(株)インターチャネル) 出向 平成16年9月 当社ビジネスソリューショングループゼネラルマネージャ 平成20年5月 当社取締役(現任) 平成20年6月 当社執行役員コーポレートソリューション事業部長 平成22年3月 当社執行役員サービス&ソリューション事業部長 平成24年3月 当社執行役員サービスソリューション事業部長(現任)	(注1)	720
取締役	執行役員企画部長	中野 隆司	昭和37年4月21日生	昭和62年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成17年8月 当社経営管理部ゼネラルマネージャ 平成20年6月 当社常務執行役員企画部長 平成21年5月 当社取締役(現任) 平成21年5月 当社執行役員企画部長(現任) 平成24年9月 スタジオプラス(株)代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] スタジオプラス(株)代表取締役社長	(注1)	376
取締役	執行役員総務部長	高橋 由紀子	昭和39年2月6日生	昭和59年4月 (株)バンダイ入社 平成12年10月 バンダイネットワークス(株)(現(株)バンダイナムコゲームス) 管理部ゼネラルマネージャー 平成18年4月 カタリスト・モバイル(株)入社 管理部長 平成20年6月 (株)カジタク ゼネラルマネージャー 平成21年7月 カタリスト・モバイル(株)入社 (株)イーフォー 出向同社管理本部長 平成22年9月 カタリスト・モバイル(株)管理部長 平成23年3月 同社管理本部長 平成23年4月 同社取締役管理本部長 平成24年5月 当社取締役(現任) 平成24年6月 当社執行役員総務部長(現任)	(注1)	-
取締役	執行役員ビジネスイノベーション事業部長	渡辺 求	昭和44年11月30日生	平成14年7月 バンダイネットワークス(株)(現(株)バンダイナムコゲームス) 入社 平成19年2月 カタリスト・モバイル(株)入社 平成22年3月 同社ソリューション事業部長 平成23年3月 同社ソリューション事業本部長 平成24年6月 当社執行役員ビジネスイノベーション事業部長(現任) 平成25年5月 当社取締役(現任)	(注1)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤 監査役	-	加藤 慶男	昭和20年1月26日生	昭和38年3月 大井証券(株)(現みずほ証券(株))入社 平成2年11月 同社立川支店長 平成5年5月 同社第2営業本部長 平成7年4月 同社宇都宮支店長 平成9年6月 同社人事部長 平成11年5月 和光コンピュータシステム(株)(現日本証券テクノロジー(株)) 出向 企画部長兼総務部長 平成12年3月 同社取締役就任 平成13年7月 日本証券テクノロジー(株)監査役 平成16年5月 同社顧問 平成18年5月 (株)ロゼッタ非常勤監査役 平成18年9月 当社常勤監査役(現任)	(注2) (注3)	111
監査役	-	井上 幸典	昭和16年1月8日生	昭和44年4月 山九(株)入社 昭和62年4月 (株)バンダイ入社管理本部経理部長 平成12年9月 バンダイネットワークス(株)(現(株)バンダイナムコゲームス)常務取締役管理本部長 平成16年7月 カタリスト・モバイル(株)監査役 平成23年5月 当社監査役(現任)	(注2) (注3)	10
監査役	-	藤間 義雄	昭和23年1月8日生	昭和49年11月 監査法人中央会計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人社員 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成23年6月 (株)JIEC監査役(現任) 平成24年5月 当社監査役(現任)	(注2) (注4)	-
計						21,745

- (注) 1. 平成25年5月29日開催の定時株主総会から、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役加藤慶男、井上幸典及び藤間義雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年5月26日開催の定時株主総会から、4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成24年5月29日開催の定時株主総会から、4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

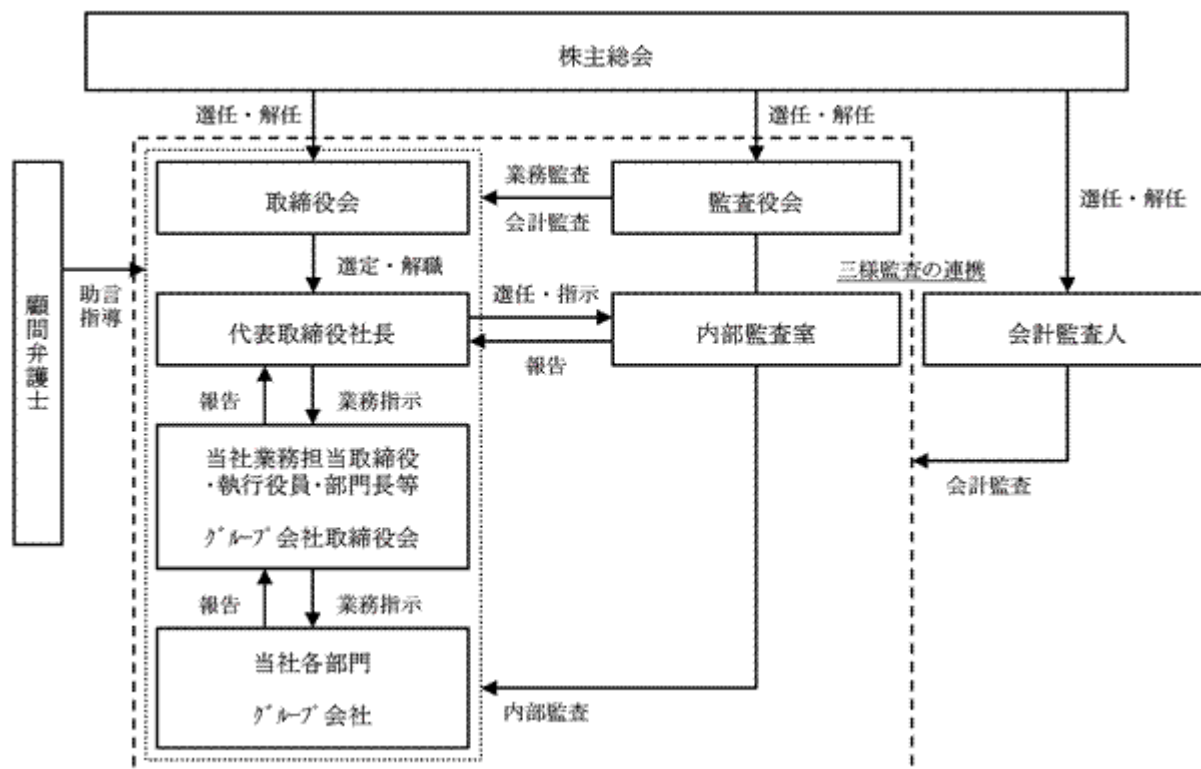
当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えといたしまして、「社会的企業としての自己を律する仕組み」であると認識しております。当社は、充実した組織体制を整備し、著しく変化する環境の変化に常に適応できる施策を実施することで、株主や従業員、取引先等のすべてのステークホルダーに対し、経営の適切性、健全性、透明性を最大限に発揮していく方針としております。

(1) 会社の機関の内容および内部統制等の整備の状況

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社グループの経営の適正を確保するためのコーポレート・ガバナンスの概要図は以下のとおりとなっております。



取締役会

当社の取締役会を構成する取締役の員数は9名であり、その任期としまして、毎事業年度の経営の適切性を確認する機会を設けるため選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでと定款に定めております。取締役会は経営の重要な意思決定機関として毎月1回の定期開催の他、迅速な経営判断のために必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。議事の進行は、特段の理由が無い限り取締役および監査役の全員の参加をもって実施しております。

また、業務執行における意思決定の迅速化を図ると共に、経営環境の変化に的確かつ敏速な対応を行う体制を構築するため、平成20年6月1日より執行役員制度を導入しております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、複数の社外役員を任用するとともに、取締役による相互監視及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、取締役・監査役制度を採用しております。

ハ. その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム基本方針」を決議し、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によって社内各人の組織的位置付けやなすべき業務、職務上執行できる権限を明確にするとともに、受発注や稟議等の手続きを明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制を図っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を設け、業務分掌規程、職務権限規程に従って各部署の分掌範囲を各所属長が責任をもって実行する体制を整えております。これに加え、当社は、当社及びグループ会社全体のリスクを総合的に管理し、対応方針を協議、決定する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の構成メンバーは、当社及びグループ会社の役員を含んでおり、原則として年2回の定時開催及び必要に応じて随時開催し、認識されたリスクについて、事実の調査、リスクの評価、対応策と再発防止策の決定、調査報告書の作成等を行うとともに、重要な事項は取締役会及び監査役会に報告することとしております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の運用は、内部監査室長を内部監査責任者として実施しております。また、内部監査室に対する内部監査は内部監査室以外の社員が実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は代表取締役社長の定める内部監査方針に基づいて、内部監査責任者が年間の内部監査計画を策定し、これに基づき「の八、その他企業統治に関する事項 内部統制システムの整備の状況」において述べました内部統制システムの運用状況、その他業務の適切性を監査し、代表取締役社長に結果と改善事項を報告すること、また、改善の成果をレビューすることで、内部統制システムの有効性を確保しております。

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されております。監査役3名は定期的に監査役会を開催し、監査役相互が連携することで効果的な監査を実施しております。監査役は取締役会への出席と意見陳述権によって、取締役の重要な業務執行に対する適法性、妥当性を確保するほか、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。なお、監査役3名とともに会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

また、内部監査責任者および監査役ならびに において後述する監査法人は、各々が独立の立場で各監査を実施する一方で、原則として3ヶ月に1回の報告・協議の場を設けることにより連携を図っており、三様監査として効率的に機能しております。

会計監査の状況

当社は、第9期に関し、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査を受けております。

第9期において、業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、監査年数が7年以内であるため、継続監査年数の記載は省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 原 勝彦
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 由良 知久
- ・会計監査業務にかかる補助者の構成
 - 公認会計士10名 その他4名

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外監査役は3名であります。社外監査役である加藤慶男は、当社の株式111株を有しており、同じく社外監査役である井上幸典は、当社の株式10株を有しております。これ以外に人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係は有しておりません。また、社外監査役藤間義雄との人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はございません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおける外部から客観的、中立的立場から経営監視機能の強化を目的に社外監査役を選任しております。なお、当社は、社外監査役のうち、1名を一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。また、社外監査役3名は、随時、内部監査室長、内部統制部門と情報交換を行って助言を与えるなどしており、会計監査人からは監査計画及び監査結果について説明を受け、意見交換を行うなどの相互連携をしております。企業経営に関する専門的知識や経験、財務及び会計に関して相当程度知見を有する者もあり、独立した立場から取締役の職務執行を監視するとともに、助言や情報提供を行っております。

当社は社外取締役を選任していませんが、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えておりますので現状の体制としております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	役員等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	107,693	103,520	4,173	-	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	9,900	9,900	-	-	-	4

ロ 使用人兼務役員としての使用人給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
42,920	6	使用人としての職務に対する給与であります。

ハ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

平成19年2月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を月額10,000千円以内と決議いただいております。

また、平成24年5月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役の報酬限度額につき、別枠で、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。また、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な資本政策を行えるよう会社法第459条第1項に定める剰余金の配当を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

5 銘柄 41,409千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)セルシス	195	7,468	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
第一生命保険(株)	1	106	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)クラウド	3,562	36,326	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
アーツパーク ホールディング ス(株)	19,500	4,953	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
第一生命保険(株)	1	130	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,800	-	19,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,800	-	19,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

規模・特性・監査日数等を勘案し、監査法人と協議した上定めております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種団体の開催する研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,222,669	1,033,298
受取手形及び売掛金	800,389	1,022,552
仕掛品	1 93,014	1 103,458
繰延税金資産	99,418	171,758
その他	127,896	212,543
流動資産合計	2,343,389	2,543,611
固定資産		
有形固定資産		
建物	112,088	117,428
減価償却累計額	19,797	28,555
建物(純額)	92,290	88,873
工具、器具及び備品	296,126	323,061
減価償却累計額	211,120	250,528
工具、器具及び備品(純額)	85,005	72,532
機械装置及び運搬具	3,270	3,270
減価償却累計額	2,780	2,984
機械装置及び運搬具(純額)	490	285
建設仮勘定	1,629	1,605
有形固定資産合計	179,416	163,297
無形固定資産		
のれん	126,625	135,052
ソフトウェア	661,804	339,802
ソフトウェア仮勘定	252,348	57,720
その他	938	2,109
無形固定資産合計	1,041,717	534,685
投資その他の資産		
投資有価証券	12,348	41,409
繰延税金資産	163,425	194,033
差入保証金	195,927	194,881
貸倒引当金	-	3,512
その他	38,528	38,625
投資その他の資産合計	410,230	465,437
固定資産合計	1,631,364	1,163,420
資産合計	3,974,753	3,707,031

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	220,826	280,438
1年内償還予定の新株予約権付社債	29,250	-
未払法人税等	128,401	2,332
賞与引当金	200,623	196,828
ポイント引当金	9,975	5,796
その他	232,640	195,339
流動負債合計	821,718	680,735
固定負債		
資産除去債務	35,008	37,253
固定負債合計	35,008	37,253
負債合計	856,726	717,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	949,048	950,148
資本剰余金	939,048	940,148
利益剰余金	1,168,399	1,056,280
株主資本合計	3,056,497	2,946,577
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,908	6
その他の包括利益累計額合計	1,908	6
新株予約権	35,150	39,702
少数株主持分	28,286	2,769
純資産合計	3,118,026	2,989,043
負債純資産合計	3,974,753	3,707,031

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
売上高	6,037,561	6,615,454
売上原価	2, 3 4,171,607	2, 3 4,673,382
売上総利益	1,865,954	1,942,071
販売費及び一般管理費	1, 2 1,329,434	1, 2 1,624,067
営業利益	536,519	318,003
営業外収益		
受取利息	965	218
為替差益	-	24,366
補助金収入	-	16,224
その他	1,241	7,872
営業外収益合計	2,207	48,681
営業外費用		
支払利息	586	70
株式交付費	2,046	-
新株予約権交付費	-	782
売掛債権売却損	842	77
為替差損	548	-
その他	420	13
営業外費用合計	4,443	943
経常利益	534,283	365,742
特別利益		
負ののれん発生益	22,310	-
特別利益合計	22,310	-
特別損失		
減損損失	-	6 441,603
合併関連費用	-	15,452
固定資産売却損	4 14,165	-
固定資産除却損	5 935	-
投資有価証券評価損	11,730	8,446
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,021	-
持分変動損失	-	15,341
特別損失合計	29,852	480,844
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	526,740	115,102
法人税、住民税及び事業税	289,879	64,456
法人税等調整額	6,184	96,481
法人税等合計	283,695	32,024
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	243,045	83,077
少数株主利益	35,322	1,631
当期純利益又は当期純損失()	207,723	84,708

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	243,045	83,077
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,988	1,901
その他の包括利益合計	12,988	1,901
包括利益	230,057	81,176
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	194,735	82,807
少数株主に係る包括利益	35,322	1,631

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	937,335	949,048
当期変動額		
新株の発行	11,713	1,100
当期変動額合計	11,713	1,100
当期末残高	949,048	950,148
資本剰余金		
当期首残高	927,335	939,048
当期変動額		
新株の発行	11,713	1,100
当期変動額合計	11,713	1,100
当期末残高	939,048	940,148
利益剰余金		
当期首残高	995,044	1,168,399
当期変動額		
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益又は当期純損失()	207,723	84,708
連結範囲の変動	-	7,519
当期変動額合計	173,355	112,119
当期末残高	1,168,399	1,056,280
株主資本合計		
当期首残高	2,859,715	3,056,497
当期変動額		
新株の発行	23,426	2,200
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益又は当期純損失()	207,723	84,708
連結範囲の変動	-	7,519
当期変動額合計	196,781	109,919
当期末残高	3,056,497	2,946,577

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,080	1,908
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,988	1,901
当期変動額合計	12,988	1,901
当期末残高	1,908	6
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,080	1,908
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,988	1,901
当期変動額合計	12,988	1,901
当期末残高	1,908	6
新株予約権		
当期首残高	23,175	35,150
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,975	4,551
当期変動額合計	11,975	4,551
当期末残高	35,150	39,702
少数株主持分		
当期首残高	16,475	28,286
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,811	25,517
当期変動額合計	11,811	25,517
当期末残高	28,286	2,769
純資産合計		
当期首残高	2,910,446	3,118,026
当期変動額		
新株の発行	23,426	2,200
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益又は当期純損失（ ）	207,723	84,708
連結範囲の変動	-	7,519
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,798	19,064
当期変動額合計	207,580	128,983
当期末残高	3,118,026	2,989,043

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	526,740	115,102
減価償却費	433,753	371,825
減損損失	-	441,603
持分変動損益(は益)	-	15,341
負ののれん発生益	22,310	-
のれん償却額	33,069	47,046
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	3,512
賞与引当金の増減額(は減少)	50,909	3,795
ポイント引当金の増減額(は減少)	3,134	4,179
投資有価証券評価損益(は益)	11,730	8,446
受取利息及び受取配当金	1,162	219
支払利息	586	70
有形固定資産売却損益(は益)	14,165	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,021	-
売上債権の増減額(は増加)	114,059	222,163
たな卸資産の増減額(は増加)	42,072	10,576
仕入債務の増減額(は減少)	16,424	59,612
その他	64,638	22,922
小計	972,302	568,500
利息及び配当金の受取額	1,408	219
利息の支払額	585	222
法人税等の支払額	401,280	266,199
営業活動によるキャッシュ・フロー	571,845	302,297
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	41,937	34,239
無形固定資産の取得による支出	405,368	249,788
無形固定資産の売却による収入	-	5,000
投資有価証券の取得による支出	4,040	35,300
投資有価証券の償還による収入	50,000	-
差入保証金の差入による支出	59,044	3,247
差入保証金の回収による収入	-	4,294
子会社株式の取得による支出	5,292	139,699
その他	14,777	9,696
投資活動によるキャッシュ・フロー	450,904	462,677
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	23,218	2,200
配当金の支払額	34,114	34,369
少数株主からの払込みによる収入	-	3,959
その他	3,665	782
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,561	28,991
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	106,379	189,370
現金及び現金同等物の期首残高	1,116,290	1,222,669
現金及び現金同等物の期末残高	1,222,669	1,033,298

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社カメラシステム

スタジオプラスコ株式会社

カタリスト・モバイル株式会社につきましては、平成24年6月1日付けで当社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

また、メディアキュー株式会社につきましては、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

機械装置及び運搬具 6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間による定額法を採用しており、コンテンツ事業における配信用ソフトウェアについては、定額法に基づく償却額と見込み配信数量に基づく償却額のいずれか大きい額を計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金

コンテンツサービス売上にに関して、将来におけるポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用可能であるポイントに対する所要額を計上しております。

工事損失引当金

当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の契約
工事完成基準

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3～7年間の定額法によっております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成23年3月25日）及び
「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、ストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準を適用しなかった場合の、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の金額に与える影響はありません。

【未適用の会計基準等】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
1. 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア取引に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金8,545千円を相殺表示しております。	1. 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア取引に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金2,326千円を相殺表示しております。

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
給料手当 170,366千円	給料手当 355,128千円
営業支援費 200,706千円	営業支援費 113,392千円
賞与引当金繰入額 63,086千円	賞与引当金繰入額 90,546千円
貸倒引当金繰入 -千円	貸倒引当金繰入 3,512千円

2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
44,288千円	20,583千円

3. 売上原価に含まれている工事損失引当金の繰入額

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
8,545千円	2,326千円

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
ソフトウェア 14,165千円	-千円

5. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
ソフトウェア仮勘定 935千円	-千円

6. 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	ソフトウェア	本社(東京都千代田区)

(経緯)

当連結会計年度において、本格的なスマートフォン時代の到来、それに伴うフィーチャーフォン事業の急激な悪化を背景に、フィーチャーフォン向けのサービスをはじめとする将来収益の見込めないサービスについては、ソフトウェアを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(441,603千円)として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は、基本的に全ての資産が一体となってキャッシュフローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(減損損失金額の算定方法)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	8,401千円
組替調整額	5,447
税効果調整前	2,954
税効果額	1,053
その他有価証券評価差額金	1,901
その他の包括利益合計	1,901

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	76,374	1,248	-	77,622
合計	76,374	1,248	-	77,622

(注)普通株式の発行済株総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行1,248株増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第6回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第10回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第11回新株予約権	-	-	-	-	-	17,436
	第12回新株予約権	-	-	-	-	-	17,714
連結子会社	第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第6回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	35,150

(注)1. 上記の新株予約権は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第12回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 連結子会社の第5回、第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年4月8日 取締役会	普通株式	34,368	450	平成23年2月28日	平成23年5月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年4月9日 取締役会	普通株式	34,929	利益剰余金	450	平成24年2月29日	平成24年5月30日

当連結会計年度（自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	77,622	66	-	77,688
合計	77,622	66	-	77,688

（注）普通株式の発行済株総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行66株増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第6回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第10回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第11回新株予約権	-	-	-	-	-	17,436
	第12回新株予約権	-	-	-	-	-	17,005
	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第16回新株予約権	-	-	-	-	-	1,708
	第17回新株予約権	-	-	-	-	-	3,551
合計	-	-	-	-	-	39,702	

（注）1. 上記の新株予約権は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第15回、16回、17回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年 4月 9日 取締役会	普通株式	34,929	450	平成24年 2月29日	平成24年 5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年 4月 9日 取締役会	普通株式	34,959	利益剰余金	450	平成25年 2月28日	平成25年 5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
現金及び預金勘定	1,222,669千円	1,033,298千円
現金及び現金同等物	1,222,669	1,033,298

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については短期的な運転資金を必要に応じ銀行借入れにより調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に伴うものです。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち38.8%が(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成24年2月29日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,222,669	1,222,669	-
(2) 受取手形及び売掛金	800,389	800,389	-
(3) 投資有価証券	7,575	7,575	-
(4) 差入保証金	195,927	164,162	31,765
資産計	2,226,560	2,194,795	31,765
(1) 買掛金	(220,826)	(220,826)	-
(2) 未払法人税等	(128,401)	(128,401)	-
(3) 転換社債型新株予約権付社債	(29,250)	(29,401)	151
負債計	(378,477)	(378,628)	151

負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度（平成25年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,033,298	1,033,298	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,022,552	1,022,552	-
(3) 投資有価証券	5,083	5,083	-
(4) 差入保証金	194,881	170,763	24,117
資産計	2,255,815	2,231,698	24,117
(1) 買掛金	(280,438)	(280,438)	-
(2) 未払法人税等	(2,332)	(2,332)	-
負債計	(282,771)	(282,771)	-

負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
非上場株式	4,773	36,326

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,221,752	-	-	-
受取手形及び売掛金	800,389	-	-	-
差入保証金	15,450	-	-	180,477
合計	2,037,592	-	-	180,477

当連結会計年度(平成25年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,032,936	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,022,552	-	-	-
差入保証金	15,000	-	-	179,881
合計	2,070,489	-	-	179,881

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成24年2月29日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	7,575	10,540	2,964
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	7,575	10,540	2,964
合計		7,575	10,540	2,964

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,773千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について11,730千円(その他有価証券の株式11,730千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成25年2月28日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,083	5,093	10
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,083	5,093	10
合計		5,083	5,093	10

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額36,326千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について5,447千円（その他有価証券の株式5,447千円）減損処理を行っております。

なお、期末における時価が取得原価に比べ30%～50%下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年3月1日至平成25年2月28日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
販売費及び一般管理費	12,182	6,030

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左
	平成17年ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成18年ストック・オプション (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名及び従業員14名	当社の取締役1名及び従業員13名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 3,120株	普通株式 1,440株
付与日	平成17年7月12日	平成19年2月27日
権利確定条件	付与日(平成17年7月12日)以降、権利確定日(平成19年7月12日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年2月27日)以降、権利確定日(平成21年2月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2年間(自平成17年7月12日 至平成19年7月12日)	2年間(自平成19年2月27日 至平成21年2月28日)
権利行使期間	平成19年7月13日から、平成27年5月30日まで。	平成21年3月1日から、平成29年1月31日まで。

会社名	提出会社	同左
	平成19年ストック・オプション (第9回新株予約権)	平成19年ストック・オプション (第10回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社の従業員9名	取締役1名及び従業員16名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 300株	普通株式 600株
付与日	平成19年8月21日	平成19年10月22日
権利確定条件	付与日(平成19年8月21日)以降、権利確定日(平成21年8月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年10月22日)以降、権利確定日(平成21年10月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2年間(自平成19年8月21日 至平成21年8月31日)	2年間(自平成19年10月22日 至平成21年10月30日)
権利行使期間	平成21年9月1日から、平成29年1月31日まで。	平成21年11月1日から、平成29年1月31日まで。

会社名	提出会社	同左
	平成21年ストック・オプション (第11回新株予約権)	平成22年ストック・オプション (第12回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 8 名、当社関係会社の取締役 3 名及び当社関係会社の従業員 5 名	当社の従業員 6 名、当社関係会社の取締役1名及び当社関係会社の従業員 7 名
ストック・オプション数(注) 1	普通株式 600株	普通株式 300株
付与日	平成21年 7 月 3 日	平成22年 4 月23日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	2 年間(自平成21年 7 月 3 日 至平成23年 7 月 1 日)	(注) 2
権利行使期間	平成23年 7 月 2 日から、平成26年 5 月27日まで。	平成24年 4 月22日から平成26年 5 月27日まで。

会社名	提出会社	同左
	平成24年ストック・オプション (第14回新株予約権)(注) 3	平成24年ストック・オプション (第15回新株予約権)(注) 3
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3 名、当社の従業員17名	当社取締役 3 名、従業員32名
ストック・オプション数	普通株式 904株	普通株式 2,800株
付与日	平成22年11月30日	平成24年 2 月29日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	平成24年 4 月23日から平成24年11月30日まで	平成24年 4 月23日から平成26年2月28日まで
権利行使期間	平成24年12月 1 日から平成32年11月28日まで	平成26年 3 月 1 日から、平成34年 2 月27日まで

会社名	提出会社	同左
	平成24年ストック・オプション (第16回新株予約権)	平成24年ストック・オプション (第17回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役6名、当社執行役員1名	当社取締役6名、当社執行役員3名
ストック・オプション数	普通株式 300株	普通株式 495株
付与日	平成24年5月21日	平成24年9月6日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社の子会社の、取締役ならびに執行役員、または取締役会で認定されたものであること。	(1)権利行使時において当社または当社の子会社の、取締役ならびに執行役員、または取締役会で認定されたものであること。 (2)(注)4
対象勤務期間	平成24年5月17日から平成27年5月17日まで	A.平成24年8月22日から平成27年9月6日まで B.平成24年8月22日から平成28年9月6日まで C.平成24年8月22日から平成29年9月6日まで
権利行使期間	平成27年5月18日から平成28年5月26日まで	平成27年9月7日から、平成32年9月6日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成20年2月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び平成22年6月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 対象勤務期間の定めはありません。
3. 第14回新株予約権、及び第15回新株予約権は、平成24年6月1日付けで吸収合併を行い消滅したカタリスト・モバイル株式会社が発行していたストック・オプションとしての新株予約権の新株予約権者に対して、それに代わる新株予約権として、その所有する新株予約権1個につき、当社割当新株予約権8個の割当をもって交付されたものであります。
4. 新株予約権の割り当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
- 平成27年9月7日から、平成28年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)、
- 平成28年9月7日から、平成29年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)、
- 平成29年9月7日から、平成32年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

会社名	カタリスト・モバイル株式会社	同左
	平成22年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	カタリスト・モバイル株式会社の取締役2名及び従業員21名	カタリスト・モバイル株式会社の社外協力者3名
ストック・オプション数(注)1	カタリスト・モバイル株式会社の普通株式 120株	カタリスト・モバイル株式会社の普通株式 30株
付与日	平成22年11月30日	平成22年11月30日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	(注)2	(注)2
権利行使期間	平成24年12月1日から、平成32年11月28日まで。	平成23年12月1日から、平成32年11月26日まで。

会社名	カタリスト・モバイル株式会社
	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	カタリスト・モバイル株式会社の取締役3名及び従業員32名
ストック・オプション数(注)1	カタリスト・モバイル株式会社の普通株式 350株
付与日	平成24年2月29日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	(注)2
権利行使期間	平成26年3月1日から、平成36年2月27日まで。

- (注)1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 対象勤務期間の定めはありません。
 3. 平成22年ストック・オプション、及び平成24年ストック・オプションは、平成24年6月1日付けで当社を存続会社、カタリスト・モバイル株式会社を消滅会社とする合併を行ったことに伴い消滅しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
	平成17年 ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成18年 ストック・オプション (第7回新株予約権)	平成19年 ストック・オプション (第9回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	282	552	210
権利確定	-	-	-
権利行使	-	24	42
失効	-	-	-
未行使残	282	528	168

会社名	提出会社	同左	同左
	平成19年 ストック・オプション (第10回新株予約権)	平成21年 ストック・オプション (第11回新株予約権)	平成22年 ストック・オプション (第12回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	300
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	300
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	84	504	-
権利確定	-	-	300
権利行使	-	-	-
失効	48	-	24
未行使残	36	504	276

会社名	提出会社	同左	同左
	平成24年 ストック・オプション (第14回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第15回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第16回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	904	2,800	300
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	904	2,800	300
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	提出会社
	平成24年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	495
失効	-
権利確定	-
未確定残	495
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

会社名	カタリスト・モバイル 株式会社	同左	同左
	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	113	-	350
付与	-	-	-
失効	113	-	350
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	12	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	12	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
	平成17年 ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成18年 ストック・オプション (第7回新株予約権)	平成19年 ストック・オプション (第9回新株予約権)
権利行使価格 (円)	8,334	33,334	33,334
行使時平均株価 (円)	-	66,300	61,729
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	同左	同左
	平成19年 ストック・オプション (第10回新株予約権)	平成21年 ストック・オプション (第11回新株予約権)	平成22年 ストック・オプション (第12回新株予約権)
権利行使価格 (円)	33,334	69,638	121,334
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	34,595	61,615

会社名	提出会社	同左	同左
	平成24年 ストック・オプション (第14回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第15回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第16回新株予約権)
権利行使価格 (円)	41,096	54,795	69,630
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	20,503

会社名	提出会社
	平成24年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	43,052

- (注) 1. 平成17年ストック・オプション (第2回新株予約権)、平成18年ストック・オプション (第7回新株予約権)、平成19年ストック・オプション (第9回新株予約権)、及び平成19年ストック・オプション (第10回新株予約権)は平成20年2月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)及び平成22年6月1日付株式分割(1株につき3株の割合)考慮後の権利行使価格で記載しております。
- (注) 2. 平成21年ストック・オプション(第11回新株予約権)、及び平成22年ストック・オプション(第12回新株予約権)は、平成22年6月1日付株式分割(1株につき3株の割合)考慮後の権利行使価格と公正な評価単価で記載しております。

会社名	カタリスト・モバイル 株式会社	同左	同左
	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	330,000	330,000	440,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

4. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 平成24年ストック・オプション（第14回新株予約権）、及び平成24年ストック・オプション（第15回新株予約権）

合併前のカタリスト・モバイル株式会社が付与したストック・オプションについては、同社がその付与時において未公開企業であったため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。当該本源的価値を算定する基礎となる株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法に基づき算出された価格を参考として決定する方法によっております。

(2) 平成24年ストック・オプション（第16回新株予約権）

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	平成24年 ストック・オプション (第16回新株予約権)
新株予約権の予想残存期間(注)1	3.50年
リスクフリーレート(注)2	0.133%
株価変動性(ボラティリティ)(注)3	69.06%
予想配当率(注)4	0.853%

(注)1. スtock・オプションの権利行使に関する従業員等の行動傾向の統計データがないため、「適用指針」14項に基づき、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定しております。

(注)2. 残存期間が3.50年の長期利付国債の平均利回りを用いております。

(注)3. 平成20年11月19日から平成24年5月21日までのヒストリカルボラティリティを採用しております。

(注)4. 平成24年2月期の配当(450円)および算定時点の株価を使用しております。

(3) 平成24年ストック・オプション（第17回新株予約権）

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	平成24年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
新株予約権の予想残存期間(注)1	5.50年
リスクフリーレート(注)2	0.254%
株価変動性(ボラティリティ)(注)3	73.29%
予想配当率(注)4	0.990%

(注)1. スtock・オプションの権利行使に関する従業員等の行動傾向の統計データがないため、「適用指針」14項に基づき、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定しております。

(注)2. 残存期間が5.50年の長期利付国債の平均利回りを用いております。

(注)3. 平成20年5月23日から平成24年9月6日までのヒストリカルボラティリティを採用しております。

(注)4. 平成24年2月期の配当(450円)および算定時点の株価を使用しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	72,322	71,555
未払社会保険料	9,941	11,410
減価償却超過額	189,395	198,257
前払費用	3,836	1,875
投資有価証券評価損	6,858	6,566
資産除去債務	12,478	13,278
繰越欠損金	3,727	88,369
その他	30,851	17,256
繰延税金資産小計	329,411	408,570
評価性引当額 ()	55,929	28,789
繰延税金資産合計	273,482	379,780
繰延税金負債		
除去費用資産 ()	10,638	10,439
未収事業税 ()	-	3,549
繰延税金負債合計 ()	10,638	13,988
繰延税金資産の純額	262,843	365,791

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
流動資産 - 繰延税金資産	99,418千円	171,758千円
固定資産 - 繰延税金資産	163,425千円	194,033千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
法定実効税率	40.7%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	
評価性引当金の増加	4.1	
株式報酬費用	0.9	
住民税均等割	0.6	
のれん償却額による差異	0.8	
連結会社間内部利益消去	2.6	
研究開発費	0.7	
税率の変更による影響	3.3	
その他	0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.9	税金等調整前当期純損失 であるため、記載を省略 しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称 カタリスト・モバイル株式会社

事業の内容 携帯電話のミドルウェアの開発、コンテンツサービスの提供、ウェブサイトの構築・運用、モバイルプラットフォームの開発

(2) 企業結合日

平成24年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、カタリスト・モバイル株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ネオス株式会社(英文名 Neos Corporation)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社が事業を営む携帯電話市場においては、現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの急速なシフトが進んでおり、技術やサービスのみならず、ビジネスモデルや経営環境を含めて携帯電話業界全体の事業構造自体が非常な勢いでダイナミックに変化しつつあります。

この環境変化に敏速に対応していくためには、当社グループ内に擁する諸資源を統一的に運用し、一丸となって事業運営にあたっていくことが必須であると考えております。

本合併は営業から開発までのトータルな事業機能を有する2社を合併し統一組織とすることで、市場構造の変化に敏速に対応できる体制を作り、事業展開の方向性を見極める俊敏な判断や敏速なリソース投入を実現するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引の会計処理を適用いたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を13年から17年と見積り、割引率は主に1.71%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
期首残高(注)	24,178千円	35,008千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,354千円	1,631千円
時の経過による調整額	475千円	612千円
期末残高	35,008千円	37,253千円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、携帯電話、PC、インターネットを活用したサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ソリューション事業	プロダクト&サービス事業	合計
外部顧客への売上高	3,816,102	2,221,459	6,037,561

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	1,092,537	情報サービス事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,018,859	情報サービス事業
株式会社セルシス	620,520	情報サービス事業

当連結会計年度（自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ソリューション事業	プロダクト&サービス事業	合計
外部顧客への売上高	3,835,865	2,779,588	6,615,454

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,724,255	情報サービス事業
KDDI株式会社	822,140	情報サービス事業
エイベックス通信放送株式会社	500,845	情報サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区	949,679	移动通信事業	（被所有）直接 13.1	当社サービスの提供	当社より同社への情報サービスの提供	340,305	売掛金	51,924

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区	949,680	移动通信事業	（被所有）直接 13.1	当社サービスの提供	当社より同社への情報サービスの提供	1,263,885	売掛金	397,167

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	横尾茂樹	-	-	当社取締役	（被所有）直接 1.7	-	新株予約権の権利行使（注）2	1,700	-	-
役員	高橋豊志	-	-	当社取締役	（被所有）直接 -	-	新株予約権の権利行使（注）3	3,350	-	-
役員	黒尾哲雄	-	-	当社取締役	（被所有）直接 0.4	-	新株予約権の権利行使（注）4	6,000	-	-
役員	山口善輝	-	-	当社取締役	（被所有）直接 0.3	-	新株予約権の権利行使（注）5	2,800	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成17年5月30日開催の第1回定時株主総会において発行が決議された新株予約権の権利行使であり、取引金額については、権利行使株式数204株に株式の発行価格8,334円を乗じた金額を記載しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成17年5月30日開催の第1回定時株主総会において発行が決議された新株予約権の権利行使であり、取引金額については、権利行使株式数402株に株式の発行価格8,334円を乗じた金額を記載しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成19年2月14日開催の臨時株主総会において発行が決議された新株予約権の権利行使であり、取引金額については、権利行使株式数180株に株式の発行価格33,334円を乗じた金額を記載しております。

5. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成19年10月2日開催の臨時株主総会において発行が決議された新株予約権の権利行使であり、取引金額については、権利行使株式数84株に株式の発行価格33,334円を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区	949,679	移動通信事業	(被所有) -	当社サービスの提供	ソフトウェアの提供等	261,136	売掛金	27,330

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

当連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区	949,680	移動通信事業	(被所有) -	当社サービスの提供	ソフトウェアの提供等	460,369	売掛金	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)		当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)	
1株当たり純資産額	39,352.10円	1株当たり純資産額	37,928.27円
1株当たり純利益金額	2,698.79円	1株当たり純損失金額()	1,091.02円
潜在株式調整後1株当たり純利益金額	2,423.62円	潜在株式調整後1株当たり純利益金額	-円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成24年2月29日)	当連結会計年度末 (平成25年2月28日)
純資産の部の合計(千円)	3,118,026	2,989,043
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	63,437	42,471
(うち新株予約権)	(35,150)	(39,702)
(うち少数株主持分)	(28,286)	(2,769)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,054,589	2,946,571
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	77,622	77,688

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	207,723	84,708
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	207,723	84,708
期中平均株式数(株)	76,969	77,642
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円) (うち少数株主利益)	17,755 (17,755)	- -
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	1,413 (1,413)	- -
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成22年ストックオプション (第12回新株予約権) なお、概要はストック・オプション等関係の注記に記載のとおりであります。	-

(注) 4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、この結果、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
カタリスト・モバイル㈱	第3回転換社債 型新株予約権付 社債(注)1	平成20年 11月26日	29,250 (29,250)	-	2.0	なし	平成24年 11月26日
合計	-	-	29,250 (29,250)	-	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. カタリスト・モバイル株式会社が発行する「第3回転換社債型新株予約権付社債」は、当連結会計年度において、全額株式へ転換しております。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,619,186	3,221,538	4,927,020	6,615,454
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額又は税金等調整前 四半期(当期)純損失金額 () (千円)	317,712	145,860	56,920	115,102
四半期(当期)純利益金額又 は四半期(当期)純損失金額 () (千円)	274,731	122,870	23,443	84,708
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は1株当たり四半 期(当期)純損失金額() (円)	3,539.36	1,582.84	301.99	1,091.02

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額() (円)	3,539.36	1,956.17	1,280.72	788.68

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	775,266	962,938
受取手形	6,243	13,078
売掛金	657,832	1,000,855
有価証券	60,000	-
仕掛品	20,993	104,804
前渡金	61,589	56,369
前払費用	43,722	59,241
繰延税金資産	64,000	171,758
関係会社短期貸付金	12,000	-
その他	22,210	95,007
流動資産合計	1,723,858	2,464,054
固定資産		
有形固定資産		
建物	90,432	117,428
減価償却累計額	19,006	28,555
建物（純額）	71,426	88,873
工具、器具及び備品	273,732	322,352
減価償却累計額	198,150	250,070
工具、器具及び備品（純額）	75,582	72,282
建設仮勘定	1,629	1,605
有形固定資産合計	148,638	162,761
無形固定資産		
のれん	-	123,618
商標権	887	2,058
ソフトウェア	415,583	347,963
ソフトウェア仮勘定	198,929	59,373
その他	51	51
無形固定資産合計	615,452	533,065
投資その他の資産		
投資有価証券	8,308	41,409
関係会社株式	497,592	47,000
関係会社長期貸付金	29,000	-
長期前払費用	15,952	3,198
繰延税金資産	170,593	188,526
差入保証金	190,321	194,770
その他	32,013	33,078
貸倒引当金	-	3,512
投資その他の資産合計	943,781	504,470
固定資産合計	1,707,872	1,200,297
資産合計	3,431,731	3,664,351

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	185,089	303,425
未払金	23,134	1,717
未払費用	108,830	158,701
未払法人税等	659	-
未払消費税等	32,455	-
前受金	7,868	1,933
預り金	5,107	16,948
賞与引当金	109,739	186,665
ポイント引当金	9,975	5,796
その他	2,090	2,168
流動負債合計	484,949	677,355
固定負債		
長期預り金	49,234	7,118
資産除去債務	24,592	37,253
固定負債合計	73,826	44,372
負債合計	558,776	721,727
純資産の部		
株主資本		
資本金	949,048	950,148
資本剰余金		
資本準備金	939,048	940,148
資本剰余金合計	939,048	940,148
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	951,614	1,012,630
利益剰余金合計	951,614	1,012,630
株主資本合計	2,839,712	2,902,927
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,908	6
評価・換算差額等合計	1,908	6
新株予約権	35,150	39,702
純資産合計	2,872,954	2,942,623
負債純資産合計	3,431,731	3,664,351

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
売上高	4,399,523	5,787,949
売上原価		
当期製品製造原価	1, 2 3,209,990	1, 2 4,081,194
商品売上原価	29,897	22,115
売上原価合計	3,239,888	4,103,310
売上総利益	1,159,634	1,684,639
販売費及び一般管理費		
役員報酬	79,200	113,420
給料及び手当	126,468	336,441
賞与引当金繰入額	30,628	88,265
法定福利費	34,192	80,503
減価償却費	27,224	35,668
支払報酬	56,933	112,857
支払手数料	167,140	138,980
営業支援費	195,721	110,817
その他	212,269	492,667
販売費及び一般管理費合計	2 929,780	2 1,509,623
営業利益	229,854	175,016
営業外収益		
受取利息	9,105	1,501
為替差益	-	26,369
補助金収入	-	6,000
その他	3,181	7,793
営業外収益合計	12,287	41,663
営業外費用		
株式交付費	413	-
新株予約権交付費	419	194
売掛債権売却損	842	77
その他	5	13
営業外費用合計	1,679	284
経常利益	240,461	216,395
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	208,688
特別利益合計	-	208,688
特別損失		
固定資産除却損	935	-
投資有価証券評価損	11,730	5,447
減損損失	-	3 280,983
合併関連費用	-	14,690
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,021	-
子会社清算損	-	125,587
特別損失合計	15,687	426,709
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	224,774	1,626
法人税、住民税及び事業税	113,050	2,651
法人税等調整額	4,989	100,222

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
法人税等合計	118,040	97,571
当期純利益	106,734	95,945

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)		当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	4,928	0.1	61,183	1.4
労務費		887,043	25.2	832,922	19.3
外注加工費		1,596,432	45.3	2,211,624	51.1
経費		1,034,476	29.4	1,219,810	28.2
当期総製造費用		3,522,880	100.0	4,325,540	100.0
期首仕掛品たな卸高		15,519		20,993	
合併による仕掛品受入高		-		8,243	
合計		3,538,399		4,354,777	
期末仕掛品たな卸高	2	20,993		104,804	
他勘定振替高		307,415		168,777	
当期製品製造原価		3,209,990		4,081,194	

(注)

前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
1 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。 サーバ管理料 113,683千円 ライセンス等利用料 330,975千円 減価償却費 273,832千円 2 他勘定振替高の主な内訳は以下の通りであります。 販売費 195,721千円 ソフトウェア仮勘定 111,694千円	1 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。 サーバ管理料 121,434千円 ライセンス等利用料 542,079千円 減価償却費 292,997千円 2 他勘定振替高の主な内訳は以下の通りであります。 販売費 110,817千円 ソフトウェア仮勘定 57,960千円
(原価計算の方法) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。	(原価計算の方法) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	937,335	949,048
当期変動額		
新株の発行	11,713	1,100
当期変動額合計	11,713	1,100
当期末残高	949,048	950,148
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	927,335	939,048
当期変動額		
新株の発行	11,713	1,100
当期変動額合計	11,713	1,100
当期末残高	939,048	940,148
資本剰余金合計		
当期首残高	927,335	939,048
当期変動額		
新株の発行	11,713	1,100
当期変動額合計	11,713	1,100
当期末残高	939,048	940,148
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	879,248	951,614
当期変動額		
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益	106,734	95,945
当期変動額合計	72,366	61,015
当期末残高	951,614	1,012,630
利益剰余金合計		
当期首残高	879,248	951,614
当期変動額		
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益	106,734	95,945
当期変動額合計	72,366	61,015
当期末残高	951,614	1,012,630
株主資本合計		
当期首残高	2,743,920	2,839,712
当期変動額		
新株の発行	23,426	2,200
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益	106,734	95,945
当期変動額合計	95,792	63,215
当期末残高	2,839,712	2,902,927

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,080	1,908
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,988	1,901
当期変動額合計	12,988	1,901
当期末残高	1,908	6
評価・換算差額等合計		
当期首残高	11,080	1,908
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,988	1,901
当期変動額合計	12,988	1,901
当期末残高	1,908	6
新株予約権		
当期首残高	23,175	35,150
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,975	4,551
当期変動額合計	11,975	4,551
当期末残高	35,150	39,702
純資産合計		
当期首残高	2,778,175	2,872,954
当期変動額		
新株の発行	23,426	2,200
剰余金の配当	34,368	34,929
当期純利益	106,734	95,945
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,012	6,453
当期変動額合計	94,779	69,668
当期末残高	2,872,954	2,942,623

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
主として定率法を採用しております。
ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間による定額法を採用しており、コンテンツ事業における配信用ソフトウェアについては、定額法に基づく償却額と見込み配信数量に基づく償却額のいずれか大きい額を計上しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) ポイント引当金
コンテンツサービス売上に関して、将来におけるポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用可能であるポイントに対する所要額を計上しております。
 - (4) 工事損失引当金
当事業年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
 - イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
 - ロ その他の契約
工事完成基準
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成23年3月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、ストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準を適用しなかった場合の、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の金額に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました流動負債の「前受収益(945千円)」は、当事業年度において金額が僅少となったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

(損益計算書)

前事業年度において「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「法定福利費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

また、前事業年度において独立掲記しておりました「広告宣伝費(34,932千円)」は、当事業年度において販売費及び一般管理費の総額の100分の5以下となったため、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めることとしました。

また、前事業年度において独立掲記しておりました「受取配当金(1,996千円)」は、当事業年度において営業外収益の総額の100分10以下となったため、「営業外収益」の「その他」に含めることとしました。

これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
1. 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア取引に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金8,545千円を相殺表示しております。	1. 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア取引に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金2,326千円を相殺表示しております。

(損益計算書関係)

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
8,545千円	2,326千円

2. 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
2,700千円	17,873千円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	ソフトウェア	本社(東京都千代田区)

(経緯)

当事業年度において、本格的なスマートフォン時代の到来、それに伴うフィーチャーフォン事業の急激な悪化を背景に、フィーチャーフォン向けサービスをはじめとする将来収益の見込めないサービスについては、ソフトウェアを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(280,983千円)として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は、基本的に全ての資産が一体となってキャッシュフローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(減損損失金額の算定方法)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額が少額なりリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(平成24年2月29日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	497,592
関連会社株式	-
計	497,592

これらについては、市場価格がありません。

したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成25年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成25年2月28日)
子会社株式	47,000
関連会社株式	-
計	47,000

これらについては、市場価格がありません。

したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	44,656千円	67,548千円
未払社会保険料	6,451	11,343
減価償却超過額	166,565	196,864
前払費用	3,836	1,875
投資有価証券評価損	6,858	6,566
資産除去債務	8,765	13,278
繰越欠損金	-	88,369
その他	14,912	11,589
繰延税金資産小計	252,046	397,435
評価性引当額()	10,414	23,162
繰延税金資産合計	241,632	374,272
繰延税金負債		
除去費用資産()	7,038	10,439
未収事業税()	-	3,549
繰延税金負債合計	7,038	13,988
繰延税金資産の純額	234,593	360,284

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
法定実効税率	40.7%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	税金等調整前当期純損失 であるため、記載を省略 しております。
住民税均等割	1.0	
株式報酬費用	2.2	
評価性引当金の増加	0.9	
税率の変更による影響	6.4	
その他	0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.5	

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称 カタリスト・モバイル株式会社

事業の内容 携帯電話のミドルウェアの開発、コンテンツサービスの提供、ウェブサイトの構築・運用、モバイルプラットフォームの開発

(2) 企業結合日

平成24年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、カタリスト・モバイル株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ネオス株式会社(英文名 Neos Corporation)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社が事業を営む携帯電話市場においては、現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの急速なシフトが進んでおり、技術やサービスのみならず、ビジネスモデルや経営環境を含めて携帯電話業界全体の事業構造自体が非常な勢いでダイナミックに変化しつつあります。

この環境変化に敏速に対応していくためには、当社グループ内に擁する諸資源を統一的に運用し、一丸となって事業運営にあたっていくことが必須であると考えております。

本合併は営業から開発までのトータルな事業機能を有する2社を合併し統一組織とすることで、市場構造の変化に敏速に対応できる体制を作り、事業展開の方向性を見極める俊敏な判断や敏速なりソース投入を実現するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引の会計処理を適用いたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を13年から17年と見積り、割引率は主に1.71%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当事業年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
期首残高(注)	24,178千円	24,592千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,884千円	1,406千円
時の経過による調整額	413千円	565千円
合併による増加	-千円	10,689千円
その他増減額(は減少)	1,884千円	-千円
期末残高	24,592千円	37,253千円

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)		当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)	
1株当たり純資産額	36,559.28円	1株当たり純資産額	37,366.41円
1株当たり当期純利益金額	1,386.72円	1株当たり当期純利益金額	1,235.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,361.72円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,222.61円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成24年2月29日)	当事業年度末 (平成25年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	2,872,954	2,942,623
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	35,150	39,702
(うち新株予約権)	(35,150)	(39,702)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,837,804	2,902,921
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	77,622	77,688

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	106,734	95,945
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	106,734	95,945
期中平均株式数(株)	76,969	77,642
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,413	834
(うち新株予約権)	(1,413)	(834)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	平成22年ストック・オプション (第12回新株予約権) なお、概要はストック・オプション 等関係の注記に記載のとおりであり ます。	平成21年ストック・オプション(第 11回新株予約権)、平成22年ストッ ク・オプション(第12回新株予約 権)、及び平成24年ストック・オブ ション(第15回新株予約権、第16回 新株予約権) なお、概要はストック・オプション 等関係の注記に記載のとおりであり ます。

(注) 3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、この結果、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他の有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		アートスパークホールディングス(株)	19,500	4,953
		第一生命保険(株)	1	130
		(株)クラウド	3,562	36,326
		小計	23,063	41,409
計		23,063	41,409	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	90,432	26,996	-	117,428	28,555	8,255	88,873
工具、器具及び備品	273,732	48,832	212	322,352	250,070	41,342	72,282
建設仮勘定	1,629	30,225	30,249	1,605	-	-	1,605
有形固定資産計	365,794	75,277	30,461	441,387	278,626	49,597	162,761
無形固定資産							
商標権	1,868	1,404	-	3,272	1,214	233	2,058
ソフトウェア	739,372	595,164	494,013	840,523	492,559	278,834	347,963
ソフトウェア仮勘定	198,929	258,654	398,211	59,373	-	-	59,373
のれん	-	154,282	-	154,282	30,664	30,664	123,618
その他	51	-	-	51	-	-	51
無形固定資産計	940,221	1,009,506	892,225	1,057,503	524,438	309,732	533,065
長期前払費用	15,952	6,509	19,263	3,198	-	-	3,198

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額	除却費用資産	11,985千円
		設備工事	3,320千円
		カタリスト・モバイル(株)との合併による増加	11,690千円
工具、器具及び備品	増加額	サーバー等の設置	14,895千円
		フロア増床に係るもの	12,033千円
		カタリスト・モバイル(株)との合併による増加	21,903千円
建設仮勘定	増加額	サーバー等の設置	14,871千円
		フロア増床に係るもの	15,353千円
ソフトウェア	増加額	事業用システム	355,246千円
		管理用システム	25,417千円
		カタリスト・モバイル(株)との合併による増加	214,499千円
ソフトウェア	減少額	償却完了	239,314千円
		事業用ソフトウェアの減損	254,699千円
ソフトウェア仮勘定	増加額	事業用システム	194,234千円
		管理用システム	28,617千円
		カタリスト・モバイル(株)との合併による増加	35,803千円
ソフトウェア仮勘定	減少額	事業用ソフトウェアの減損	30,989千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	3,512	-	-	3,512
賞与引当金	109,739	186,665	109,739	-	186,665
ポイント引当金	9,975	5,796	9,975	-	5,796
工事損失引当金	8,545	2,326	8,545	-	2,326

(注) 1. 引当金の計上理由及び算定方法については、財務諸表等の「重要な会計方針」の「4. 引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	131
預金	
当座預金	912
普通預金	961,672
別段預金	222
小計	962,807
合計	962,938

受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)朝日広告社	11,817
(株)ギンレス	1,261
合計	13,078

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成25年3月	6,935
4月	5,765
5月	378
合計	13,078

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	397,167
KDDI(株)	79,315
ベイビーボーイズジャパン(株)	73,308
NECカシオモバイルコミュニケーションズ(株)	51,763
(株)セルシス	39,182
その他	360,118
合計	1,000,855

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
657,832	6,299,213	5,956,190	1,000,855	85.6	48.1

(注) 1. 当期発生高には消費税等が含まれております。

2. 当期発生高には、合併による受入額221,866千円が含まれております。

仕掛品

品目	金額(千円)
ICT&メディア分野	88,995
ビジネス&ヘルスケア分野	15,809
合計	104,804

差入保証金

相手先	金額(千円)
住友不動産株式会社	161,477
その他	33,293
合計	194,770

繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産と固定資産の合計で360,284千円であり、その内容については「2 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)イーフロー	80,772
(株)メディアドゥ	15,254
(株)富士通ピー・エス・シー	13,839
富士通(株)	12,425
(株)サイバーウェイブジャパン	11,266
その他	169,867
合計	303,425

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月末日、2月末日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他の止むを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.neoscorp.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第8期）（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）
平成24年5月30日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年5月30日関東財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書
平成24年6月1日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第9期第1四半期）（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）
平成24年7月13日関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第9期第2四半期）（自平成24年6月1日至平成24年8月31日）
平成23年10月12日関東財務局長に提出。
- (6) 四半期報告書及び確認書
（第9期第3四半期）（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）
平成25年1月11日関東財務局長に提出。
- (7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成25年1月11日関東財務局長に提出。
（第9期第2四半期）（自平成24年6月1日至平成24年8月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (8) 臨時報告書
平成25年4月19日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (9) 臨時報告書
平成25年4月24日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年5月29日

ネオス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）の平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）が平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

ネオス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）の平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。